

小学校学習指導要領解説

特別の教科 道徳編

平成27年 7 月

文 部 科 学 省

目 次

第1章 総説	1
1 改訂の経緯	1
2 改訂の基本方針	3
3 改訂の要点	4
第2章 道德教育の目標	10
第1節 道德教育と道德科	10
第2節 道德科の目標	15
1 道德教育の目標に基づいて行う	16
2 道德性を養うために行う道德科における学習	16
3 道德的な判断力，心情，実践意欲と態度を育てる	19
第3章 道德科の内容	20
第1節 内容の基本的性格	20
1 内容構成の考え方	20
2 内容の取扱い方	22
第2節 内容項目の指導の観点	24
第4章 指導計画の作成と内容の取扱い	70
第1節 指導計画作成上の配慮事項	70
1 指導計画作成の方針と推進体制の確立	70
2 年間指導計画の意義と内容	70
3 年間指導計画作成上の創意工夫と留意点	72
第2節 道德科の指導	75
1 指導の基本方針	75
2 道德科の特質を生かした学習指導の展開	77
3 学習指導の多様な展開	80

第3節	指導の配慮事項	83
1	道徳教育推進教師を中心とした指導体制	83
2	道徳科の特性を生かした計画的・発展的な指導	85
3	児童が主体的に道徳性を養うための指導	87
4	多様な考え方を生かすための言語活動	89
5	問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導	91
6	情報モラルと現代的な課題に関する指導	94
7	家庭や地域社会との連携による指導	97
第4節	道徳科の教材に求められる内容の観点	99
1	教材の開発と活用の創意工夫	99
2	道徳科に生かす教材	101
第5章	道徳科の評価	104
第1節	道徳科における評価の意義	104
第2節	道徳性の理解と評価	105
1	評価の基本的態度	105
2	道徳科に関する評価	105
3	道徳科の授業に対する評価	106

第1章 総説

1 改訂の経緯

我が国の教育は、教育基本法第1条に示されているとおり「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われ」るものである。

人格の完成及び国民の育成の基盤となるものが道徳性であり、その道徳性を育てることが学校教育における道徳教育の使命である。

平成25年12月の「道徳教育の充実に関する懇談会」報告では、道徳教育について「自立した一人の人間として人生を他者とともにより良く生きる人格を形成することを目指すもの」と述べられている。道徳教育においては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を前提に、人が互いに尊重し協働して社会を形作っていく上で共通に求められるルールやマナーを学び、規範意識などを育むとともに、人としてよりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて、時には悩み、葛藤しつつ、考えを深め、自らの生き方を育んでいくことが求められる。

さらに、今後グローバル化が進展する中で、様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることや、科学技術の発展や社会・経済の変化の中で、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図ることが一層重要な課題となる。こうした課題に対応していくためには、社会を構成する主体である一人一人が、高い倫理観をもち、人としての生き方や社会の在り方について、時に対立がある場合を含めて、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力を備えることがこれまで以上に重要であり、こうした資質・能力の育成に向け、道徳教育は大きな役割を果たす必要がある。

このように、道徳教育は、人が一生を通じて追求すべき人格形成の根幹に関わるものであり、同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支えるものでもある。また、道徳教育を通じて育成される道徳性、とりわけ、内省しつつ物事の本質を考える力や何事にも主体性をもって誠実に向き合う意志や態度、豊かな情操などは、「豊かな心」だけでなく、「確かな学力」や「健やかな体」の基盤ともなり、「生きる力」を育むために極めて重要なものである。

我が国の学校教育において道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものとされてきた。これまで、学校や児童の実態などに基づき道徳教育の重点目標を設定し充実した指導を重ね、確固たる成果を上げている学校がある一方で、例えば、歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮

があること、他教科に比べて軽んじられていること、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例があることなど、多くの課題が指摘されている。道徳教育は、児童の人格の基盤となる道徳性を養う重要な役割があることに鑑みれば、これらの実態も真摯に受け止めつつ、その改善・充実に取り組んでいく必要がある。

このため、平成26年2月には、文部科学大臣から、道徳教育の充実を図る観点から、教育課程における道徳教育の位置付けや道徳教育の目標、内容、指導方法、評価について検討するよう、中央教育審議会に対して諮問がなされ、同年3月から道徳教育専門部会を設置し10回に及ぶ審議を行い、教育課程部会、総会での審議を経て、同年10月に「道徳に係る教育課程の改善等について」答申を行った。この答申では、

- ① 道徳の時間を「特別の教科 道徳」（仮称）として位置付けること
- ② 目標を明確で理解しやすいものに改善すること
- ③ 道徳教育の目標と「特別の教科 道徳」（仮称）の目標の関係を明確にすること
- ④ 道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善すること
- ⑤ 多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善すること
- ⑥ 「特別の教科 道徳」（仮称）に検定教科書を導入すること
- ⑦ 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実すること

などを基本的な考え方として、道徳教育について学習指導要領の改善の方向性が示された。

この答申を踏まえ、平成27年3月27日に学校教育法施行規則を改正し、「道徳」を「特別の教科である道徳」とするとともに、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部改正の告示を公示した。今回の改正は、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示したものである。このことにより、「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」、「多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である」との答申を踏まえ、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るものである。

改正小学校学習指導要領は、平成27年4月1日から移行措置として、その一部又は全部を実施することが可能となっており、平成30年4月1日から全面実施することとしている。

2 改訂の基本方針

教育基本法をはじめとする我が国の教育の根本理念に鑑みれば、道徳教育は、教育の中核をなすものであり、学校における道徳教育は、学校のあらゆる教育活動を通じて行われるべきものである。

同時に、道徳教育においては、これまで受け継がれ、共有されてきたルールやマナー、社会において大切にされてきた様々な道徳的価値などについて、児童が発達の段階に即し、一定の教育計画に基づいて学び、それらを理解し身に付けたり、様々な角度から考察し自分なりに考えを深めたりする学習の過程が重要である。このため、昭和33年に、小・中学校において、道徳の時間が設けられ、各教科等における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、児童に道徳的価値の自覚や生き方についての考えを深めさせ、道徳的実践力を育成するものとされてきた。こうした道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方は、今後も引き継ぐべきである。一方で、道徳教育が期待される役割を十分に果たすことができるように改善を図ることが重要である。

とりわけ、道徳の時間が道徳教育の要として有効に機能することが不可欠である。今回の道徳教育の改善に関する議論の発端となったのは、いじめの問題への対応であり、児童がこうした現実の困難な問題に主体的に対処することのできる実効性ある力を育成していく上で、道徳教育も大きな役割を果たすことが強く求められた。道徳教育を通じて、個人が直面する様々な状況の中で、そこにある事象を深く見つめ、自分はどうすべきか、自分に何ができるかを判断し、そのことを実行する手立てを考え、実践できるようにしていくなどの改善が必要と考えられる。

このような状況を踏まえ、道徳教育の充実を図るため、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育とその要としての道徳の時間の役割を明確にした上で、児童の道徳性を養うために、適切な教材を用いて確実に指導を行い、指導の結果を明らかにしてその質的な向上を図ることができるよう、学校教育法施行規則及び学習指導要領の一部を改正し、道徳の時間を教育課程上「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）として新たに位置付け、その目標、内容、教材や評価、指導体制の在り方等を見直した。これまでの道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うという道徳教育の基本的な考え方を今後も引き継ぐとともに、道徳科を要として道徳教育の趣旨を踏まえた効果的な指導を学校の教育活動全体を通じてより確実に展開することができるよう、道徳教育の目標等をより分かりやすい表現で示すなど、教育課程の改善を図った。

3 改訂の要点

学校の教育活動全体で行う道德教育に関わる規定を、学習指導要領「第1章 総則」に示すとともに、「第3章 特別の教科 道德」について、次のような改善を行った。

(1) 第1 目標

道德教育の目標と道德科の目標を、各々の役割と関連性を明確にするため、道德科の目標を「よりよく生きるための基盤となる道德性を養う」として、学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の目標と同一であることが分かりやすい表現にするとともに、従前、道德の時間の目標に定めていた「各教科等との密接な関連」や「計画的、発展的な指導による補充、深化、統合」は、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に整理した上で、表現を改めた。また、道德的価値について自分との関わりも含めて理解し、それに基づいて内省し、多面的・多角的に考え、判断する能力、道德的心情、道德的行為を行うための意欲や態度を育てるという趣旨を明確化するため、従前の「道德的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め」ることを、学習活動を具体化して「道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習」と改めた。さらに、これらを通じて、よりよく生きていくための資質・能力を培うという趣旨を明確化するため、従前の「道德的実践力を育成する」ことを、具体的に、「道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」と改めた。

(2) 第2 内容

「道德科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道德教育の内容は、第3章 特別の教科道德の第2に示す内容とする」との規定を総則に示し、第2に示す内容が道德科を要とした道德教育の内容であることを明示した。また、小学校から中学校までの内容の体系性を高めるとともに、構成やねらいを分かりやすく示して指導の効果上げるなどの観点から、それぞれの内容項目に手掛かりとなる「善悪の判断、自律、自由と責任」などの言葉を付記した。

内容項目のまとまりを示していた視点については、四つの視点によって内容項目を構成して示すという考え方は従前どおりとしつつ、これまで「1 主として自分自身に関すること」「2 主として他の人との関わりに関すること」「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」「4 主として集団や社会との関わりに関すること」の順序で示していた視点を、児童にとっての対象の広がり即して整理し、「A 主として自分自身に関すること」「B 主として人との関わりに関すること」「C 主として集団や社会との関わりに関すること」「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」として順序を改めた。

また、内容項目については主に以下のような改善を図った。

A 主として自分自身に関すること

○ 第1学年及び第2学年

(ア) 自分のよさを生かし伸ばすことを重視して「自分の特徴に気付くこと」を新たに加えた。

(イ) より主体性をもって努力できるようにするために「自分がやらなければならない勉強や仕事」を「自分のやるべき勉強や仕事」に改めた。

○ 第3学年及び第4学年

(ア) 正しいと判断したことはしっかりやり抜くことができるようにするため、「勇気をもって行う」を「自信をもって行う」に改めた。

(イ) 自分の安全に気を付けて生活ができるようにするために、「よく考えて行動し、節度のある生活をする」を「安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする」に改めた。

(ウ) 主体性をもって個性を伸ばすことができるようにするために「よい所を伸ばす」を「長所を伸ばす」に改めた。

(エ) 目標に向かって努力できるようにすることを重視して「自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる」を「目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜く」に改めた。

○ 第5学年及び第6学年

(ア) 自分の意志に基づいて判断できるようにするために、「自律的で責任のある行動をする」を「自律的に判断し、責任のある行動をする」に改めた。

(イ) 自分の安全に気を付け、生活習慣の意義や大切さなどについての理解を深められるようにするために「生活習慣の大切さを知り」を「安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し」に改めた。

(ウ) 個性の伸長に際して、長所及び短所を明確にするために「悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす」を「短所を改め長所を伸ばす」に改めた。

(エ) 目標に向かって不屈の精神をもって努力することができるようにするために「より高い目標を立て、希望と勇気をもってくじけないで努力する」を「より高い目標を立て、希望と勇気をもち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜く」に改めた。

(オ) 探究心を養うことを重視して「進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする」を「物事を探究しようとする心をもつ」に改めた。

B 主として人との関わりに関すること

○ 第1学年及び第2学年

(ア) 親切の対象を広げられるようにするために「幼い人や高齢者など身近にいる人」を「身近にいる人」に改めた。

(イ) 感謝の対象を具体化するために「日ごろ世話になっている人々」を「家族など日頃世話になっている人々」に改めた。

○ 第3学年及び第4学年

(ア) 主体的に人との関わりを捉えることができるようにするために、「生活を支えている人々や高齢者」を「家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者」に改めた。

(イ) 自分と異なる立場や考え方などを理解して、望ましい人間関係を構築できるようにすることを重視して、「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること」を加えた。

○ 第5学年及び第6学年

(ア) 現在の生活への感謝の念を深められるようにするために「人々の支え合い」を「家族や過去からの多くの人々の支え合い」に改めた。

(イ) 人間関係を構築できるようにするために「男女仲よく協力し助け合う」を「異性についても理解しながら、人間関係を築いていく」に改めた。

(ウ) 自らの考えをもって他の立場や考えを受け入れることを重視して「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに」を加え、「自分と異なる意見や立場を大切にする」を「自分と異なる意見や立場を尊重する」に改めた。

C 主として集団や社会との関わりに関すること

○ 第1学年及び第2学年

(ア) 差別や偏見をもつことなく集団や社会との関わりをもてるようにするために「自分の好き嫌いにとらわれないで接すること」を加えた。

(イ) より実感をもって公共の精神の素地を養うようにするために「働くことのよさを感じて」を「働くことのよさを知り」に改めた。

(ウ) 家族の一員として自覚が芽生えるようにするために「家族の役に立つ喜びを知る」を「家族の役に立つ」に改めた。

(エ) 国との関わりを深められるようにするために「郷土の文化や生活に親しみ」を「我が国や郷土の文化と生活に親しみ」に改めた。

(オ) これからのグローバル化に対応する素地を培うために「他国の人々や文化に親しむこと」を加えた。

○ 第3学年及び第4学年

- (ア) 主体性をもってきまりや規則を守ることを重視して「約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ」を「約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守る」に改めた。
- (イ) 差別や偏見をもつことなく、より一層集団や社会との関わりをもてるようにするために「誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。」を加えた。
- (ウ) 自分と学校との関わりについても考えられるようにするために「楽しい学級をつくる」を「楽しい学級や学校をつくる」に改めた。
- (エ) 郷土及び国との関わりに関する内容を統合して「我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、国や郷土を愛する心をもつ」に改めた。
- (オ) 多様な文化を尊重し、国際親善に努めることを重視して「他国の人々や文化に親しみ、関心をもつ」ことを明記した。

○ 第5学年及び第6学年

- (ア) 主体性をもってきまりや規則を守ることをより一層重視して「公德心をもって法やきまりを守り」を「法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り」に改めた。
- (イ) 偏見や差別を許さない態度を重視して「差別をすることや偏見をもつことなく公正、公平にし」を「差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し」に改めた。
- (ウ) 奉仕の精神の涵養^{かん}を重視して「働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする」を「働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをする」に改めた。
- (エ) 「身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす」ことは、集団や社会との関わりに関するいずれの内容にも関係するため、この趣旨を学校との関わりに関する内容に含めた。
- (オ) 学級生活の充実及び学校の様々な集団における役割遂行を重視して「みんなで協力し合いよりよい校風をつくる」を「みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくるとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努める」に改めた。
- (カ) 日本人としての帰属意識及び社会的な広がり^{ひろがり}を再考して「郷土や我が国」「郷土や国」を「我が国や郷土」「国や郷土」に改めた。
- (キ) 多様な文化を尊重し、国際親善に努めることを重視して「外国の人々や文化を大切に^{たいせに}する心をもち、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努め

る」を「他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努める」に改めた。

D 主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関すること

○ 第1学年及び第2学年

(ア) 生きていることの証^{あかし}を実感することで生命の尊さを考えられるようにするために「生きることを喜び」を「生きることのすばらしさを知り」に改めた。

○ 第3学年及び第4学年

(ア) 生命の尊さを自分との関わりで理解できるようにするために「生命の尊さを感じ取り」を「生命の尊さを知り」に改めた。

(イ) 自然との関わりを明確にするために「自然のすばらしさや不思議さに感動し」を「自然のすばらしさや不思議さを感じ取り」に改めた。

○ 第5学年及び第6学年

(ア) 生命のかけがえのなさについての理解を深められるようにするために「生命がかけがえのないものであることを知り，自他の生命を尊重する」を「生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し，生命を尊重すること」に改めた。

(イ) 畏敬の念の対象を広く捉えられるようにするために「美しいもの」を「美しいものや気高いもの」に改めた。

(ウ) 人間としてのよさを見いだしていくことができるようにするために「よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し，人間として生きる喜びを感じることを加えた。

(3) 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

ア 全体計画及び指導内容の取扱いに関わる事項は「第1章 総則」に移行し，道徳科の年間指導計画に関わる事項を記載した。なお，指導計画の創意工夫を生かせるようにするために，一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を加えた。

イ これまで目標に示していた各教科等との密接な関連及び補充，深化，統合に関する事項を，指導の配慮事項に移行し，分かりやすい記述に改めた。

ウ 児童が自ら道徳性を養うことへの配慮事項を，自らを振り返ること，道徳性を養うことの意義について，自らが考え，理解することなどを加えて具体的に示した。

エ 児童が多様な感じ方や考え方に接する中で，考えを深め，判断し，表現する力などを育むための言語活動の充実を具体的に示した。

オ 道徳科の特質を生かした指導を行う際の指導方法の工夫例を，問題解決的な学習，道徳的行為に関する体験的な学習等として示した。

カ 指導上の配慮事項として，情報モラルに加えて社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いを例示し，取り上げる際の配慮事項を明記した。

キ 多様な教材の開発や活用について具体的に例示するとともに，教材の具備すべき要件を示した。

ク 道徳科の評価に関して，数値などによる評価は行わない点に変わりはないが，学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し，指導に生かすよう努める必要があることを示した。

第2章 道徳教育の目標

第1節 道徳教育と道徳科

（「第1章 総則」の「第1 教育課程編成の一般方針」の2 前段）

2 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

学校における道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする教育活動であり、社会の変化に対応しその形成者として生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。

道徳教育は、学校や児童の実態などを踏まえ設定した目標を達成するために、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて行うことを基本として、あらゆる教育活動を通じて、適切に行われなくてはならない。その中で、道徳科は、各活動における道徳教育の要として、それらを補ったり、深めたり、相互の関連を考えて発展させたり統合させたりする役割を果たす。いわば、扇の要のように道徳教育の要所を押さえて中心で留めるような役割をもつと言える。

したがって、各教育活動での道徳教育がその特質に応じて意図的、計画的に推進され、相互に関連が図られるとともに、道徳科において、各教育活動における道徳教育で養われた道徳性が調和的に生かされ、道徳科としての特質が押さえられた学習が計画的、発展的に行われることによって、児童の道徳性は一層豊かに養われていく。

また、学校における道徳教育は、児童の発達段階を踏まえて行われなければならない。その際、多くの児童がその発達段階に達するとされる年齢は目安として考えられるものであるが、児童一人一人は違う個性をもった個人であるため、それぞれ能力・適性、興味・関心、性格等の特性等は異なっていることにも意を用いる必要がある。発達段階を踏まえると、幼児期の指導から小学校、中学校へと、各学校段階における幼児、児童、生徒が見せる成長発達の様子やそれぞれの段階の実態等を考慮して指導を進めることとなる。その際、例えば、小学校の時期においては、6年間の発達段階を考慮するとともに、幼児期の発達段階を踏まえ、中学校の発達段階へ

の成長の見通しをもって、小学校の時期にふさわしい指導の目標を明確にし、指導内容や指導方法を生かして、計画的に進めることになる。しかし、この捉え方だけでは十分とは言えない。道徳科においては、発達段階を前提としつつも、指導内容や指導方法について考える上では、個々人としての特性等から捉えられる個人差に配慮することも重要となる。児童の実態を把握し、指導内容、指導方法を決定してこそ、適切に指導を行うことが可能となる。

【参考】各教科等における道徳教育（小学校学習指導要領解説総則編より抜粋）

第6節 道徳教育推進上の配慮事項

1 道徳教育の指導体制と全体計画

(4) 各教科等における道徳教育

各教科等における道徳教育については、「第2章 各教科」、「第4章 外国語活動」、「第5章 総合的な学習の時間」及び「第6章 特別活動」における「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に、「第3章 特別の教科 道徳」の第2に示す内容についてそれぞれの特質に応じて適切に指導することが示されているが具体的には、次のような配慮をすることが求められる。

ア 国語科

国語による表現力と理解力とを育成するとともに、人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高めることは、学校の教育活動全体で道徳教育を進めていく上で、基盤となるものである。また、思考力や想像力及び言語感覚を養うことは、道徳的な判断力や心情を養う基本になる。さらに、国語を尊重する態度を育てることは、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛することなどにつながるものである。

イ 社会科

地域社会の生活及びその発展に尽くした先人の働きなどについての理解を図り、地域社会に対する誇りと愛情を育てることや、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育てることは、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛することなどにつながる。また、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者としての自覚をもち、自他の人格を尊重し、社会的義務や責任を重んじ、公正に判断しようとする態度や能力などの公民的資質の基礎を養うことは、主として集団や社会との関わりに関する内容などにつながるものである。

ウ 算数科

算数科の目標でもある日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え、表現する能力を育てることは、道徳的な判断力の育成にも資するものである。また、数理的にものごとを考えたり処理したりすることを生活や学習に活用しようとする態度を育てることは、工夫し

て生活や学習をしようとする態度を育てることにも資するものである。

エ 理科

理科において栽培や飼育などの体験活動を通して自然を愛する心情を育てることは、生命を尊重し、自然環境を大切にすることを育成につながるものである。また、見通しをもって観察、実験を行うことや、問題解決の能力を育て、科学的な見方や考え方を養うことは、真理を大切にしようとする態度の育成にも資するものである。

オ 生活科

生活科における自分と身近な人々、社会及び自然と直接関わる活動や体験を通して、自然に親しみ、生命を大切にするなど自然との関わりに関心をもつこと、自分のよさや可能性に気付くなど自分自身について考えさせること、生活上のきまり、言葉遣い、振る舞いなど生活上必要な習慣を身に付け、自立への基礎を養うことなど、いずれも道德教育と密接な関わりをもつものである。

カ 音楽科

音楽を愛好する心情や音楽に対する感性は、美しいものや崇高なものを尊重する心につながる。また、音楽による豊かな情操は、道德性の基盤を養うものである。

なお、音楽の共通教材は、我が国の伝統や文化、自然や四季の美しさや、夢や希望をもって生きることの大切さなどを含んでおり、道德的な心情の育成に資するものである。

キ 図画工作科

図画工作科において、つくりだす喜びを味わうようにすることは、美しいものや崇高なものを尊重する心につながるものである。また、造形的な創造による豊かな情操は、道德性の基盤を養うものである。

ク 家庭科

家庭科において、日常生活に必要な基礎的な知識や技能を身に付け、生活をよりよくしようとする態度を育てることは、生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直すことにつながるものである。また、家庭生活を大切にすることを育むことは、家族を敬愛し、楽しい家庭をつくり、家族の役に立つことをしようとする事につながるものである。

ケ 体育科

体育科において、集団でのゲームなど運動することを通して、粘り強くやり遂げる、きまりを守る、集団に参加し協力する、といった態度が養われる。また、健康、安全についての理解は、生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直すことにつながるものである。

コ 外国語活動

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めることは、日本人としての自覚をもって、世界の人々と親善に努めることにつながるものである。

サ 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間では、児童が横断的、総合的な学習や探究的な学習を通して多様な道

徳的価値を含んだ現代社会の課題などに取り組み、これらの学習が自己の生き方を考えることにつながっていくことになる。また、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、主体的に判断して学習活動を進めたり、粘り強く考え解決しようとしたりする資質や能力、自己の目標を実現しようとしたり、他者と協調して生活しようとしたりする態度を育てることにもつながるものである。

シ 特別活動

特別活動の目標には、心身の調和のとれた発達と個性の伸長、自主的、実践的な態度、自己の生き方についての考え、自己を生かす能力など道徳的価値に関わる内容が多く含まれており、道徳教育との結び付きは極めて深い。とりわけ、特別活動における学級や学校生活における望ましい集団活動や体験的な活動は、日常生活における具体的な道徳的行為や習慣の指導をする重要な機会と場であり、道徳教育に果たす役割は大きい。

具体的には、自分勝手な行動をとらずに節度ある生活をしようとする態度、自己の役割や責任を果たして生活しようとする態度、よりよい人間関係を築こうとする態度、みんなのために進んで働こうとする態度、自分たちで約束をつくって守ろうとする態度、目標をもって諸問題を解決しようとする態度、自己のよさや可能性に自信をもち集団活動を行おうとする態度などは、集団活動を通して養いたい道徳性に関わるものである。

特に、学級活動の内容に示した〔第1学年及び第2学年〕の「仲良く助け合い学級生活を楽しくする」ことや〔第3学年及び第4学年〕の「協力し合って楽しい学級生活をつくる」こと、〔第5学年及び第6学年〕の「信頼し支え合って楽しく豊かな学級や学校の生活をつくる」ことは、第3章特別の教科道徳の第2に示す「B 主として人との関わりに関すること」や、「C 主として集団や社会との関わりに関すること」の内容項目と関連が深い。また、学級活動の指導計画の作成に当たっては、「第1章総則の第4の3の(2)に示す道徳教育の重点などを踏まえ」ることと示している。このように学級活動においては、〔共通事項〕の(1)の「学級や学校の生活づくり」の内容として、学級や学校における生活上の諸問題の解決、学級内の組織づくりや仕事の分担処理、学校における多様な集団の生活の向上を示している。

この活動は、児童がよりよい生活を築くために、諸課題を見だし、これを自主的に取り上げ、協力して解決していく自発的、自治的な活動である。このような児童による自発的、自治的な活動は、望ましい人間関係やよりよい集団の形成に参画する態度などに関わる道徳性を養うことができる。

また、学級活動の〔共通事項〕の(2)の「日常の生活や学習への適応及び健康安全」の内容としては、希望や目標をもって生きる態度の形成、基本的な生活習慣の形成や望ましい人間関係の形成、清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解、学校図書館の利用、心身ともに健康で安全な生活態度の形成、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成を示している。これらのことについて、自らの生活を振り返り、自己の目標を定め、努力して健全な生活態度を身に付けようとすることは、道徳性を養うことと密接な関わりがあ

る。

そのほか、児童会活動においては、異年齢の児童が学校におけるよりよい生活を築くために、諸問題を見だし、これを自主的に取り上げ、協力して解決していく自発的、実践的な活動が行われる。児童会活動は、異年齢による望ましい人間関係の形成やよりよい学校生活づくりに参画することに関わる道徳の内容が含まれている。

クラブ活動においては、異年齢の交流を深め、協力して共通の興味・関心を追求する自発的、自治的な活動が行われる。クラブ活動における、異年齢による望ましい人間関係の形成や個性の伸長、よりよいクラブ活動づくりに参画することなどは、道徳の内容と広く関わっている。

学校行事においては、特に、ボランティア精神を養う活動や自然の中での集団宿泊体験、幼児、高齢者や障害のある人々などとの触れ合いや文化、芸術に親しむ体験を通して、望ましい人間関係、自律的態度、心身の健康、協力、責任、公德心、勤労、社会奉仕などに関わる道徳性を養うことができる。

第2節 道徳科の目標

（「第3章 特別の教科 道徳」の「第1 目標」）

第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

道徳科が目指すものは、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の目標と同様によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことである。その中で、道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的、発展的な指導を行うことが重要である。特に、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない道徳的価値に関わる指導を補うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意して指導することが求められる。

道徳科は、このように道徳科以外における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補ったり、深めたり、相互の関連を考えて発展させ、統合させたりすることで、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳性を養うことが目標として挙げられている。

また、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動では、それぞれの目標に基づいて教育活動が行われる。これら各教科等で行われる道徳教育は、それぞれの特質に応じた計画によってなされるものであり、道徳的諸価値の全体にわたって行われるものではない。このことに留意し、道徳教育の要である道徳科の目標と特質を捉えることが大切である。

なお、道徳科の授業では、特定の価値観を児童に押し付けたり、主体性をもたずに言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育の目指す方向の対極にあるものと言わなければならない。多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、自立した個人として、また、国家・社会の形成者としてよりよく生きるために道徳的価値に向き合い、いかに生きるべきかを自ら考え続ける姿勢こそ道徳教育が求めるものである。

1 道徳教育の目標に基づいて行う

道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行う教育活動であり、その目標は「第1章 総則」の「第1 教育課程編成の一般方針」の2に以下のように示している。

「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする」

道徳科も学校の教育活動であり、道徳科を要とした道徳教育が目指すものは、特に教育基本法に示された「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」(第1条)であり、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養う」(第2条第1項)こと、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養う」(同条第2項)こと、「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」(同条第3項)こと、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養う」(同条第4項)こと、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」(同条第5項)ことにつながるものでなければならない。

そして、主体的な判断に基づいて道徳的実践を行い、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが道徳科の目標である。このことは各教科等における道徳教育でも同様であり、道徳科がどのように道徳性を養うのかについては、以下の具体的な目標によるところである。

2 道徳性を養うために行う道徳科における学習

(1) 道徳的諸価値について理解する

道徳的価値とは、よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものである。学校教育においては、これらのうち発達の段階を考慮して、児童一人一人が道徳的価値観を形成する上で必要なものを内容項目として取り上げている。児童が将来、様々な問題場面に出会った際に、その状況に応じて自己の生き方を考え、主体的な判断に基づいて道徳的実践を行うためには、道徳的価値の意義及びその大切さの理解が必要になる。

一つは、内容項目を、人間としてよりよく生きる上で大切なことであると理解することである。二つは、道徳的価値は大切であってもなかなか実現することができない人間の弱さなども理解することである。三つは、道徳的価値を実現した

り、実現できなかつたりする場合の感じ方、考え方は一つではない、多様であるということを前提として理解することである。道徳的価値が人間らしさを表すものであることに気付き、価値理解と同時に人間理解や他者理解を深めていくようにする。

道徳科の中で道徳的価値の理解のための指導をどのように行うのかは、授業者の意図や工夫によるが、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うには、道徳的価値について理解する学習を欠くことはできない。また、指導の際には、特定の道徳的価値を絶対的なものとして指導したり、本来実感を伴って理解すべき道徳的価値のよさや大切さを観念的に理解させたりする学習に終始することのないように配慮することが大切である。

(2) 自己を見つめる

道徳的価値の理解について、価値理解、人間理解、他者理解について前述したが、道徳的価値の理解を図るには、児童一人一人がこれらの理解を自分との関わりで捉えることが重要である。人間としてよりよく生きる上で大切な道徳的価値を自分のこととして考えたり感じたりすることである。

自己を見つめるとは、自分との関わり、つまりこれまでの自分の経験やそのときの考え方、感じ方と照らし合わせながら、更に考えを深めることである。このような学習を通して、児童一人一人は、道徳的価値の理解と同時に自己理解を深めることになる。また、児童自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるようになる。

道徳科の指導においては、児童が道徳的価値を基に自己を見つめることができるような学習を通して、道徳性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解できるようにすることが大切である。

(3) 物事を多面的・多角的に考える

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うためには、児童が多様な考え方や感じ方に接することが大切であり、児童が多様な価値観の存在を前提にして、他者と対話したり協働したりしながら、物事を多面的・多角的に考えることが求められる。このように物事を多面的・多角的に考える学習を通して、児童一人一人は、価値理解と同時に人間理解や他者理解を深め、更に自分で考えを深め、判断し、表現する力などを育むのである。

道徳科においては、児童が道徳的価値の理解を基に物事を多面的・多角的に考えることができるようにすることが大切である。道徳的価値の理解は、道徳的価値自体を観念的に理解するのではなく、道徳的価値を含んだ事象や自分自身の体

験などを通して、そのよさや意義、困難さ、多様さなどを理解することが求められる。

このように、道徳的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えるという道徳的価値の自覚を深める過程で、道徳的価値を自分なりに発展させていくことへの思いや課題が培われるのである。その中で、自己や社会の未来に夢や希望がもてるようにすることが大切である。

物事を多面的・多角的に考える指導のためには、物事を一面的に捉えるのではなく、児童自らが道徳的価値の理解を基に考え、様々な視点から物事を理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすることが大切である。

なお、例えば、発達段階に応じて二つの概念が互いに矛盾、対立しているという二項対立の物事を取り扱うなど、物事を多面的・多角的に考えることができるよう指導上の工夫をすることも大切である。

(4) 自己の生き方についての考えを深める

児童は、道徳的価値の理解を基に自己を見つめるなどの道徳的価値の自覚を深める過程で、同時に自己の生き方についての考えを深めているが、特にそのことを強く意識させることが重要である。

児童が道徳的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えることを通して形成された道徳的価値観を基盤として、自己の生き方についての考えを深めていくことができるようにすることが大切である。

その際、道徳的価値の理解を自分との関わりで深めたり、自分自身の体験やそれに伴う考え方や感じ方などを確かに想起したりすることができるようにするなど、特に自己の生き方についての考えを深めることを強く意識して指導することが重要である。

例えば、児童が道徳的価値に関わる事象を自分自身の問題として受け止められるようにする。また、他者の多様な考え方や感じ方に触れることで身近な集団の中で自分の特徴などを知り、伸ばしたい自己を深く見つめられるようにする。それとともに、これからの生き方の課題を考え、それを自己の生き方として実現していこうとする思いや願いを深めることができるようにすることなどが考えられる。

道徳科においては、これらのことが、児童の実態に応じて計画的になされるように様々に指導を工夫していく必要がある。

なお、このことは中学校段階において、人間としての生き方についての考えを深めることに発展していく。

3 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる

道徳性とは、人間としてよりよく生きようとする人格的特性であり、道徳教育は道徳性を構成する諸様相である道徳的判断力、道徳的心情、道徳の実践意欲と態度を養うことを求めている。

道徳性の諸様相については、様々な考え方があるが、学校教育において道徳教育を行うに当たっては、次のように捉えるようにする。

道徳的判断力は、それぞれの場面において善悪を判断する能力である。つまり、人間として生きるために道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力である。的確な道徳的判断力をもつことによって、それぞれの場面において機に応じた道徳的行為が可能になる。

道徳的心情は、道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情のことである。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情であるとも言える。それは、道徳的行為への動機として強く作用するものである。

道徳の実践意欲と態度は、道徳的心情や道徳的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性を意味する。道徳の実践意欲は、道徳的判断力や道徳的心情を基盤とし道徳的価値を実現しようとする意志の働きであり、道徳的態度は、それらに裏付けられた具体的な道徳的行為への身構えとすることができる。

これらの道徳性の諸様相には、特に序列や段階があるということではない。一人一人の児童が道徳的価値を自覚し、自己の生き方についての考えを深め、日常生活や今後出会うであろう様々な場面、状況において、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味している。

道徳性を養うことを目的とする道徳科においては、その目標を十分に理解して、教師の一方的な押し付けや単なる生活経験の話合いなどに終始することのないように特に留意し、それにふさわしい指導の計画や方法を講じ、指導の効果を高める工夫をすることが大切である。

道徳性は、徐々に、しかも着実に養われることによって、潜在的、持続的な作用を行為や人格に及ぼすものであるだけに、長期的展望と綿密な計画に基づいた丹念な指導がなされ、道徳の実践につなげていくことができるようにすることが求められる。

第3章 道徳科の内容

第1節 内容の基本的性格

〔第3章 特別の教科 道徳〕の〔第2 内容〕

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。

1 内容構成の考え方

道徳科の内容について、学習指導要領「第3章 特別の教科 道徳」の「第2 内容」では、上記のように示した上で、各項目（以下「内容項目」という。）を示している。

(1) 内容の捉え方

学習指導要領「第3章 特別の教科 道徳」の「第2 内容」は、教師と児童が人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題である。学校の教育活動全体の中で、様々な場や機会を捉え、多様な方法によって進められる学習を通して、児童自らが調和的な道徳性を養うためのものである。それらは、教育活動全体を通じて行われる道徳教育の要としての道徳科はもとより、全教育活動において、指導されなければならない。

ここに挙げられている内容項目は、児童が人間として他者とよりよく生きていく上で学ぶことが必要と考えられる道徳的価値を含む内容を、短い文章で平易に表現したものである。また、内容項目ごとにその内容を端的に表す言葉を付記している。これらの内容項目は、児童自らが道徳性を養うための手掛かりとなるものである。なお、その指導に当たっては、内容を端的に表す言葉そのものを教え込んだり、知的な理解にのみとどまる指導になったりすることがないように十分留意する必要がある。

したがって、各内容項目について児童の実態を基に把握し直し、指導上の課題を具体的に捉え、児童自身が道徳的価値の理解を基に自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めることができるよう、実態に応じた指導をしていくことが大切である。このように道徳的価値の自覚を深める指導を通して、児童自らが振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりして、自己の生き方についての考えを深める学習ができるよう工夫する必要がある。

(2) 四つの視点

「第2 内容」は、道徳教育の目標を達成するために指導すべき内容項目を以下の四つの視点から、「第1 学年及び第2 学年」、「第3 学年及び第4 学年」、「第5 学年及び第6 学年」の学年段階に分けて示している。その視点から内容項目を分類整理し、内容の全体構成及び相互の関連性と発展性を明確にしている。

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

私たちは様々な関わりの中で生存し、その関わりにおいて様々な側面から道徳性を発現させ、身に付け、人格を形成する。

「A 主として自分自身に関すること」は、自己の在り方を自分自身との関わりで捉え、望ましい自己の形成を図ることに関するものである。「B 主として人との関わりに関すること」は、自己を人との関わりにおいて捉え、望ましい人間関係の構築を図ることに関するものである。「C 主として集団や社会との関わりに関すること」は、自己を様々な社会集団や郷土、国家、国際社会との関わりにおいて捉え、国際社会と向き合うことが求められている我が国に生きる日本人としての自覚に立ち、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な道徳性を養うことに関するものである。「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」は、自己を生命や自然、美しいもの、気高いもの、崇高なものとの関わりにおいて捉え、人間としての自覚を深めることに関するものである。

この四つの視点は、相互に深い関連をもっている。例えば、自律的な人間であるためには、Aの視点の内容が基盤となって、他の三つの視点の内容に関わり、再びAの視点に戻ることが必要になる。また、Bの視点の内容が基盤となってCの視点の内容に発展する。さらに、A及びBの視点から自己の在り方を深く自覚すると、Dの視点がより重要になる。そして、Dの視点からCの視点の内容を捉えることにより、その理解は一層深められる。

したがって、各学年段階においては、このような関連を考慮しながら、四つの視点に含まれる全ての内容項目について適切に指導しなければならない。

(3) 児童の発達的特質に応じた内容構成の重点化

道徳科の内容項目は、「第1 学年及び第2 学年」が19項目、「第3 学年及び第4 学年」が20項目、「第5 学年及び第6 学年」が22項目にまとめられている。

これは本来、人間としてよりよく生きる上で必要な道徳的価値はいずれの発達

の段階においても必要なものではあるが、小学校の6年間及び中学校の3年間は視野に入れ、児童の道徳的価値を認識できる能力の程度や社会認識の広がり、生活技術の習熟度及び発達段階などを考慮し、最も指導の適時性のある内容項目を学年段階ごとに精選し、重点的に示したものである。したがって、各学年段階の指導においては、常に全体の構成や発展性を考慮して指導していくことが大切である。

なお、指導する学年段階に示されていない内容項目について指導の必要があるときは、他の学年段階に示す内容項目を踏まえた指導や、その学年段階の他の関連の強い内容項目に関わらせた指導などについて考えることが重要である。また、以上の趣旨を踏まえた上で、特に必要な場合は、他の学年段階の内容項目を加えることはできるが、当該学年段階の内容項目の指導を全体にわたって十分に行うよう配慮する必要がある。

2 内容の取扱い方

第2に示す内容項目は、関連的、発展的に捉え、年間指導計画の作成や指導に際して重点的な扱いを工夫することで、その効果を高めることができる。

(1) 関連的、発展的な取扱いの工夫

ア 関連性をもたせる

具体的な状況で道徳的行為がなされる場合、「第2 内容」に示されている一つの内容項目だけが単独に作用するということはほとんどない。そこでは、ある内容項目を中心として、幾つかの内容項目が関連し合っている。例えば「第5学年及び第6学年」の場合であれば、「礼儀」の「時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること」のためには、「親切、思いやり」の「誰に対しても思いやりの心もち、相手の立場に立って親切にすること」が必要であるし、また、「勤労、公共の精神」の「働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること」は、「感謝」の「日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること」と密接に関わっている。

道徳科の指導に当たっては、内容項目間の関連を十分に考慮したり、指導の順序を工夫したりして、児童の実態に応じた適切な指導を行うことが大切である。そして、各学年段階を通して、全部の内容項目が調和的に関わり合いながら、児童の道徳性が養われるように工夫する必要がある。

イ 発展性を考慮する

「第1学年及び第2学年」と「第3学年及び第4学年」の内容項目は、全て

が「第5学年及び第6学年」の内容に発展されるように構成されている。

例えば、「家族愛、家庭生活の充実」に関する内容項目については、第1学年から第6学年まで一貫して父母、祖父母を敬愛する態度を養い、「第1学年及び第2学年」では「進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと」、「第3学年及び第4学年」では、「家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること」、「第5学年及び第6学年」では、「家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること」を強調している。このように、児童の発達の段階に応じて、家族との関わりを徐々に深めて、家庭を担うものとして自覚ある行動ができるよう発展的に内容項目を示している。

6年間を見通した発展性を十分に配慮した計画の下に、各学年段階において重点化されている内容項目を適切に指導することが大切である。

(2) 各学校における重点的指導の工夫

各学校においては、児童や学校の実態などを考慮して道徳教育の目標を設定し、重点的な指導を工夫することが大切である。重点的指導とは、各学年段階で重点化されている内容項目や学校として重点的に指導したい内容項目をその中から選び、教育活動全体を通じた道徳教育において具体的な指導を行うことである。

道徳科においては、各学年段階の内容項目について2学年間を見通した重点的指導を工夫することが大切である。そのためには、道徳科の年間指導計画の作成において、当該の学年段階に示される内容項目全体の指導を考慮しながら、重点的に指導しようとする内容項目についての扱いを工夫しなければならない。例えば、その内容項目に関する指導について年間の授業時数を多く取ることや、一つの内容項目を何回かに分けて指導すること、幾つかの内容項目を関連付けて指導することなどが考えられる。このような工夫を通して、より児童の実態に応じた適切な指導を行う必要がある。

第 2 節 内容項目の指導の観点

「第 2 内容」の学年段階ごとに示されている内容項目は、その全てが道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育における学習の基本となるものである。それぞれの内容項目の発展性や特質及び児童の発達段階などを全体にわたって理解し、児童が主体的に道徳性を養うことができるようにしていく必要がある。

	小学校第 1 学年及び第 2 学年（19）	小学校第 3 学年及び第 4 学年（20）
A 主として自分自身に関すること		
善悪の判断, 自律, 自由と責任	(1) よいことと悪いこととの区別をし, よいと思うことを進んで行うこと。	(1) 正しいと判断したことは, 自信をもって行うこと。
正直, 誠実	(2) うそをついたりごまかしをしたりしないで, 素直に伸び伸びと生活すること。	(2) 過ちは素直に改め, 正直に明るい心で生活すること。
節度, 節制	(3) 健康や安全に気を付け, 物や金銭を大切に, 身の回りを整え, わがままをしないで, 規則正しい生活すること。	(3) 自分でできることは自分でやり, 安全に気を付け, よく考えて行動し, 節度のある生活すること。
個性の伸長	(4) 自分の特徴に気付くこと。	(4) 自分の特徴に気付き, 長所を伸ばすこと。
希望と勇氣, 努力と強い意志	(5) 自分のやるべき勉強や仕事をしっかり行うこと。	(5) 自分でやろうと決めた目標に向かって, 強い意志をもち, 粘り強くやり抜くこと。
真理の探究		
B 主として人との関わりに関すること		
親切, 思いやり	(6) 身近にいる人に温かい心で接し, 親切にすること。	(6) 相手のことを思いやり, 進んで親切にすること。
感謝	(7) 家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。	(7) 家族など生活を支えてくれた人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に, 尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。
礼儀	(8) 気持ちのよい挨拶, 言葉遣い, 動作などに心掛けて, 明るく接すること。	(8) 礼儀の大切さを知り, 誰に対しても真心をもって接すること。
友情, 信頼	(9) 友達と仲よくし, 助け合うこと。	(9) 友達と互いに理解し, 信頼し, 助け合うこと。
相互理解, 寛容		(10) 自分の考えや意見を相手に伝えるときにも, 相手のことを理解し, 自分と異なる意見も大切にすること。
C 主として集団や社会との関わりに関すること		
規則の尊重	(10) 約束やきまりを守り, みんなが使う物を大切にすること。	(11) 約束や社会のきまりの意義を理解し, それらを守ること。
公正, 公平, 社会正義	(11) 自分の好き嫌いとらわれないで接すること。	(12) 誰に対しても分け隔てをせず, 公正, 公平な態度で接すること。
勤労, 公共の精神	(12) 働くことのよさを知り, みんなのために働くこと。	(13) 働くことの大切さを知り, 進んでみんなのために働くこと。
家族愛, 家庭生活の充実	(13) 父母, 祖父母を敬愛し, 進んで家の手伝いなどをして, 家族の役に立つこと。	(14) 父母, 祖父母を敬愛し, 家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。
よりよい学校生活, 集団生活の充実	(14) 先生を敬愛し, 学校の人々に親しんで, 学級や学校の生活を楽しくすること。	(15) 先生や学校の人々を敬愛し, みんなで協力し合って楽しい学級や学校をつくること。
伝統と文化の尊重, 国や郷土を愛する態度	(15) 我が国や郷土の文化と生活に親しみ, 愛着をもつこと。	(16) 我が国や郷土の伝統と文化を大切に, 国や郷土を愛する心をもつこと。
国際理解, 国際親善	(16) 他国の人々や文化に親しむこと。	(17) 他国の人々や文化に親しみ, 関心をもつこと。
D 主として生命や自然, 崇高なものとの関わりに関すること		
生命の尊さ	(17) 生きることのすばらしさを知り, 生命を大切にすること。	(18) 生命の尊さを知り, 生命あるものを大切にすること。
自然愛護	(18) 身近な自然に親しみ, 動植物に優しい心で接すること。	(19) 自然のすばらしさや不思議さを感じ取り, 自然や動植物を大切にすること。
感動, 畏敬の念	(19) 美しいものに触れ, すがすがしい心をもつこと。	(20) 美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。
よりよく生きる喜び		

以下では、その際、特に留意すべき事柄や、児童の実態等に応じて指導をする際に参考としたい考え方等について整理している。

なお、内容の記述に当たっては、その内容項目を概観するとともに、内容項目の全体像を把握することにも資するよう、その内容を端的に表す言葉を付記したものを見出しにして、内容項目ごとの概要、学年段階ごとの指導の要点を示している。また、参考として関連する中学校の内容項目についても示している。

小学校第5学年及び第6学年（22）	中学校（22）	
A 主として自分自身に関すること		
(1) 自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。	(1) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。	自主、自律、自由と責任
(2) 誠実に、明るく生きて生活すること。	(2) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。	節度、節制
(3) 安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。	(3) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。	向上心、個性の伸長
(4) 自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。	(4) より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇気を持ち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること。	希望と勇気、克己と強い意志
(5) より高い目標を立て、希望と勇気を持ち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。	(5) 真実を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。	真理の探究、創造
(6) 真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。		
B 主として人との関わりに関すること		
(7) 誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすること。	(6) 思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深めること。	思いやり、感謝
(8) 日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。	(7) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。	礼儀
(9) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。	(8) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性についての理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。	友情、信頼
(10) 友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。	(9) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他へ学び、自らを高めていくこと。	相互理解、寛容
(11) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。		
C 主として集団や社会との関わりに関すること		
(12) 法やさまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。	(10) 法やさまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。	遵法精神、公德心
(13) 誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。	(11) 正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。	公正、公平、社会正義
(14) 働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。	(12) 社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。	社会参画、公共の精神
(15) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。	(13) 勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。	勤労
(16) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくるとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。	(14) 父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。	家族愛、家庭生活の充実
(17) 我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。	(15) 教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。	よりよい学校生活、集団生活の充実
(18) 他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。	(16) 郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。	郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度
	(17) 優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。	我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度
	(18) 世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。	国際理解、国際貢献
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること		
(19) 生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。	(19) 生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。	生命の尊さ
(20) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。	(20) 自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。	自然愛護
(21) 美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。	(21) 美しいものや気高いものに感動する心をもち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。	感動、畏敬の念
(22) よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じる。	(22) 人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。	よりよく生きる喜び

A 主として自分自身に関すること

1 善悪の判断，自律，自由と責任

[第1学年及び第2学年]

よいことと悪いこととの区別をし，よいと思うことを進んで行うこと。

[第3学年及び第4学年]

正しいと判断したことは，自信をもって行うこと。

[第5学年及び第6学年]

自由を大切にし，自律的に判断し，責任のある行動をすること。

(中学校)

[自主，自律，自由と責任]

自律の精神を重んじ，自主的に考え，判断し，誠実に実行してその結果に責任をもつこと。

物事の善悪についての的確に判断し，自ら正しいと信じるところに従って主体的に行動すること，自由を大切にするとともに，それに伴う自律性や責任を自覚することに関する内容項目である。

(1) 内容項目の概要

人として行ってよいこと，社会通念として行ってはならないことをしっかりと区別したり，判断したりする力は，児童が幼い時期から徹底して身に付けていくべきものである。それとともに，より積極的で健康的な自己像を描くことができるようにすることが大切である。そのためには，何事にも積極的に取り組む姿勢が必要となるが，その原動力が自らを信じる姿勢であると考えられる。ただし，それは，過信や自分勝手ではなく，よいと思ったり正しいと判断したりすることができる力を伴った自信や自律的な態度でなくてはならない。よいこと，正しいことについて，人に左右されることなく，自ら正しいと信じるところに従って，誠実かつ謙虚に行動することは，人として重要なことである。特に，価値観の多様な社会を主体的に生きる上での基礎を培うために，よいことと悪いこととの区別が的確にできるように指導しておくことは重要である。

また，自己を高めていくには何物にもとらわれない自由な考えや行動が大切である。自由には，自分で自律的に判断し，行動したことによる自己責任が伴う。自分の自由な意思によっておおらかに生きながらも，そこには内から自覚された責任感の支えによって，自ら信じるところに従って，自律的に判断し，実行するという自律性が伴っていないなければならない。

(2) 指導の要点

■ 第1学年及び第2学年

この段階においては、何事にも興味、関心を示し意欲的に行動することが多い反面、まだ集団生活に十分に慣れていないために、引っ込み思案になったり物おじしたりすることも少なくない。

指導に当たっては、積極的に行うべきよいことと、人間としてしてはならないことを正しく区別できる判断力を養うことが大切である。また、よいと思ったことができたときのすがすがしい気持ちを思い起こさせるなどして、小さなことでも遠慮しないで進んで行うことができる意欲と態度を育てる指導を充実していくことが大切である。また、身近な事例を踏まえ、人としてしてはならないことをしないことについて、一貫した方針をもち、毅然とした態度で指導していくことが重要である。

■ 第3学年及び第4学年

この段階においては、児童は様々な学習や生活を通して、正しいことや正しくないことについての判断力が高まってくる。しかし、正しいことと知りつつもそのことをなかなか実行できなかつたり、悪いことと知りながらも周囲に流されたり、自分の弱さに負けたりしてしまうこともある。

指導に当たっては、正しいことを行えないときの後ろめたさや、自ら信じることに従って正しいことを行ったときの充実した気持ちを考え、正しいと判断したことは自信をもって行い、正しくないと判断したことは行わないようにする態度を育てる必要がある。特に、正しくないと考えられることを人に勧めないことはもとより、人から勧められたときにきっぱりと断ったり、正しくないと考えられることをしている人を止めたりできるように指導することが大切である。

■ 第5学年及び第6学年

この段階においては、自主的に考え、行動しようとする傾向が強まる時期である。一方で、自由の捉え違いをして相手や周りのことを考えず自分勝手な振る舞いをしてしまうことも見られる。また、自律的で責任のある行動をすることの意味やよさが分かりにくい児童もいる。

指導に当たっては、自由と自分勝手との違いや、自由だからこそできることやそのよさを考えたりして、自由な考えや行動のもつ意味やその大切さを実感できるようにすることが大切である。また、自由に伴う自己責任の大きさについては、自分の意志で考え判断し行動しなければならぬ場面やその後の影響を考えることなどを通して、多面的・多角的に理解できるようにすることが重要である。そのことが、自らの自律的で責任のある行動についてのよさの理解を一層深めることにつながる。

2 正直，誠実

[第1学年及び第2学年]

うそをついたりごまかしをしたりしないで，素直に伸び伸びと生活すること。

[第3学年及び第4学年]

過ちは素直に改め，正直に明るい心で生活すること。

[第5学年及び第6学年]

誠実に，明るい心で生活すること。

(中学校)

[自主，自律，自由と責任]

自律の精神を重んじ，自主的に考え，判断し，誠実に実行してその結果に責任をもつこと。

偽りなく真面目に真心を込めて，明るい心で楽しく生活することに関する内容項目である。

(1) 内容項目の概要

児童が健康的で積極的に自分らしさを発揮できるようにするためには，自分の気持ちに偽りのないようにすることが求められる。また，自己の過ちを認め，改めていく素直さとともに，何事に対しても真面目に真心を込めて，明るく楽しい生活を心掛けようとする姿勢をもつことが大切である。

過ちや失敗は誰にも起こり得ることである。そのときに，ともするとそのことで自分自身が責められたり，不利な立場に立たされたりすることを回避しようとしてうそを言ったり，ごまかしをしたりすることがある。しかし，そのような振る舞いはあくまでも一時しのぎに過ぎず，真の解決には至らない。このことによって，他者の信頼を失うばかりか，自分自身の中に後悔や自責の念，強い良心の呵責^{かしゃく}などが生じる。

それらを乗り越えようとするのが正直な心であり，自分自身に対する真面目さであり，伸び伸びと過ごそうとする心のすがすがしい明るさでもある。このような誠実な生き方を大切にすることを育てていくことが重要である。

(2) 指導の要点

■ 第1学年及び第2学年

この段階においては、発達的特質から、特に自分自身の言動を他者から叱られたり笑われたりすることから逃れようとする気持ちが働くことが少なくない。そのために、うそを言ったりごまかしをしたりして暗い心になることが見受けられる。いけないことをしてしまったときには素直にその非を認め、あやまることができるとともに、人の失敗を責めたり笑ったりしないようにし、正直で素直に伸び伸びと生活できる態度を養うようにすることが求められる。

指導に当たっては、うそやごまかしをしないで明るい心で楽しく生活することの大切さを押さえておくことは、児童が成長の過程で健康的な自己像を確立していくためにも大切なことである。

■ 第3学年及び第4学年

この段階においては、特に他者に対してうそを言ったりごまかしをしたりしないことに加えて、そのことが自分自身をも偽ることにつながることに気付かせることが求められる。その上で、正直であることの快適さを自覚できるようにすることが大切である。さらに、過ちを犯したときには素直に反省し、そのことを正直に伝えるなどして改めようとする気持ちを育むことも求められる。このことは、たとえ仲の良い仲間集団の中にあっても、周囲に安易に流されない強い心を養う要ともなる。

指導に当たっては、正直であるからこそ、明るい心で伸び伸びとした生活が実現できることを理解し、この段階の活動的な特徴を生かしながら、児童それぞれが元気よく生活できるようにしていくことが望まれる。

■ 第5学年及び第6学年

この段階においては、自分自身に対する誠実さがより一層求められる。特にその誠実さが自分の内面を満たすだけでなく、例えば、他の人の受け止めに過度に意識することなく、自分自身に誠実に生きようとする気持ちが外に向けても発揮されるように配慮する必要がある。そのことが、より明るい心となって行動にも表れ、真面目さを前向きに受け止めた生活を大切にすることで自己を向上させることや自信にもつながっていく。

指導に当たっては、一人一人の誠実な生き方を大切にしながら、みんなと楽しい生活ができるようにしていくことが大切である。一方で、よくないことと知りつつも自分の意に反して周囲に流されてしまうことや傍観者として過ごしてしまうことは、決して心地のよいものではなく、後ろめたさから、誇りや自信を失ってしまうことにつながることを考えられるように指導することが必要である。

3 節度，節制

[第1学年及び第2学年]

健康や安全に気を付け，物や金銭を大切にし，身の回りを整え，わがままをしないで，規則正しい生活をする事。

[第3学年及び第4学年]

自分でできることは自分でやり，安全に気を付け，よく考えて行動し，節度のある生活をする事。

[第5学年及び第6学年]

安全に気を付けることや，生活習慣の大切さについて理解し，自分の生活を見直し，節度を守り節制に心掛ける事。

(中学校)

[節度，節制]

望ましい生活習慣を身に付け，心身の健康の増進を図り，節度を守り節制に心掛け，安全で調和のある生活をする事。

健康や安全に気を付け自立した生活ができるようにするための基本的な生活習慣を身に付けること，節度をもって節制を心掛けた生活を送ることに関する内容項目である。

(1) 内容項目の概要

この内容項目には二つの要点が含まれている。一つは，基本的な生活習慣に関わることである。基本的な生活習慣は，人間として最も基礎的かつ日常的な行動の在り方であると言われている。それらは，人の生涯にわたってあらゆる行為の基盤となり，充実した生活を送る上で欠くことのできないものとなる。基本的な生活習慣は，主として家庭で身に付けることが望ましいものもあるが，特に学校で指導すべき内容として，例えば，健康に関することとして身体や衣服の清潔，洗面・歯磨きなどが考えられる。また，安全に関することとしては，交通事故及び犯罪や自然災害から身を守ることや危機管理などがある。さらに，規則正しくきまりよい生活に関することとしては，物や金銭の活用，時間の尊重，身の回りの整理整頓などが挙げられる。

二つは，進んで自分の生活を見直し，自分の置かれた状況について思慮深く考えながら自らを節制し，程よい生活をしていくことである。自己の確立にとって，自分を客観的に見つめ，自分の現状を内省することは不可欠な要素である。また，このことは，自分や他の人の快適な生活を守ることに大いにつながっていることも自覚させる必要がある。

(2) 指導の要点

■ 第1学年及び第2学年

この段階においては、児童の日常生活における行動を通して、周囲に対する気配りや思いやりをもち互いの健康に心掛け、安全のきまりを守ってそれを実践すること、物の価値を認識させるために、物は多くの人の努力と勤労によって作られていること、金銭の価値についても正しく理解させ物を大切にできるようにすること、身の回りを整えて気持ちのよい生活ができるようにすることなどの具体的な指導を進める必要がある。

指導に当たっては、時刻を守り時間を大切にすることや生活に一定のリズムを与え、わがままをしない規則正しい生活が自分にとって大切なことであり、そのような生活が快適な毎日を送ることにつながることを気付かせ、基本的な生活習慣を確実に身に付けることができるように繰り返し指導する必要がある。

■ 第3学年及び第4学年

この段階においては、自分でできることは自分で行うこと、身の回りの安全に気を付けて行動すること、他の人から言われるのではなく、自分自身で考えて度を過ごすことなく、節度のある生活のよさを考えることができるよう、生活における自立を重視した指導を進めることが大切である。

指導に当たっては、適宜、自分でできることを考えさせるようにすることが求められる。また、低学年の内容として示されていた基本的な生活習慣に関する具体的な事項については、この段階では内容の表現上は省略されているが、児童の状況に応じて適宜、継続的に指導していく必要がある。

■ 第5学年及び第6学年

この段階では、危険から身を守り、自分だけでなく周囲の人々の安全にも気を付けることを指導することが求められる。

基本的な生活習慣については、その意義を理解しておおむね身に付けていることが期待されるが、ともすると不規則な生活によって体調を崩したり、集中力を欠いたりする児童が少なくないことも指摘されている。

指導に当たっては、基本的な生活習慣は心身の健康を維持増進し、活力のある生活を支えるものであることへの理解を一層深めるようにする必要がある。また、児童一人一人が自分の生活を振り返り、改善すべき点などについて進んで見直しながら、望ましい生活習慣を積極的に築くとともに、自ら節度を守り節制に心掛けるように継続的に指導することが求められる。

4 個性の伸長

[第1学年及び第2学年]

自分の特徴に気付くこと。

[第3学年及び第4学年]

自分の特徴に気付き，長所を伸ばすこと。

[第5学年及び第6学年]

自分の特徴を知って，短所を改め長所を伸ばすこと。

(中学校)

[向上心，個性の伸長]

自己を見つめ，自己の向上を図るとともに，個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。

個性の伸長を図るために積極的に自分の長所を伸ばし，短所を改めることに関する項目である。

(1) 内容項目の概要

個性とは，個人特有の特徴や性格であると言われている。個性の伸長は，自分のよさを生かし更にそれを伸ばし，自分らしさを発揮しながら調和のとれた自己を形成していくことである。児童が自分らしい生活や生き方について考えを深めていく視点からも，将来にわたって自己実現を果たせるようにするためにも重視されなければならない内容である。

また，この内容における特徴とは，他者と比較して特に自分の目立つ点と捉えている。それは，長所だけではなく短所も含むものである。自分の特徴をよい方向へ伸ばしていけばそれは長所となり，苦手なこととして改善を図らなければ短所となることもある。したがって，自分の特徴を知るということは，その両面を見いだすことと言える。自分のよさは自分自身では分からないことが少なくない。他者から指摘されて気付いたり実感したりすることも多い。具体的には，自分を取り巻く人々や学校での友人などとの関わりを通して徐々に気付いていったりもする。長所と思われる特徴をよい方向へ伸ばし続けていると，そこからまた別の長所が生まれてくることもある。個性の伸長に関わる指導を行う際には，長所を伸ばすように促すことはもちろんであるが，短所についてもしっかりと受け止め，努力によって望ましい方向へ改め，自分のよさを一層生かし更にそれを伸ばしていけるように配慮することが大切である。

(2) 指導の要点

■ 第1学年及び第2学年

この時期の児童は発達段階から、自分自身を客観視することが十分にできるとは言えない。児童が自分の特徴に気付く契機となるのは、他者からの評価によるものがほとんどである。ほめられてうれしかったことが、自分のよさや長所につながることに気付いたり、叱られて注意されたことが、短所につながることに気付いたりすることがある。このような他者との関係によって自分の特徴を知ることになるが、児童がそのことを自身で実感することによって、自分の特徴への気付きがより確かなものになる。

指導に当たっては、児童の長所を積極的に認め、励まし、児童自身が具体的な場面で芽生えてくる自分の長所にできるだけ多く気付き、実感していけるようにすることが、よさを伸ばすことにつながっていく。

■ 第3学年及び第4学年

この段階における自分の特徴に気付くということは、自分の長所だけでなく短所についても気付くことであり、特徴を多面的に捉えることである。その上で、自分の特徴である長所の部分を更に伸ばしていきながら、自分の個性に気付くようにすることが求められる。そのためには、児童が視野を広げ、他の人々の多様な個性や生き方に触れ、あこがれや希望を抱ける多様な場面や機会を生かしているようにする。そのような中で自分の特徴に気付くようにしたり、長所を伸ばしていこうと考えられるようにしたりする。

指導に当たっては、友達など他者との交流の中で互いを認め合い、自己を高め合える場を設定したりして、長所を伸ばそうとする意欲を引き出すことが大切である。

■ 第5学年及び第6学年

この段階においては、自己の生き方を見つめ、自分の特徴を多面的・多角的に捉えることが必要である。そうすることにより、自分自身の長所と短所の両面が見えてくる。その際、まず、自分が気付いた長所に目を向けて現状を維持し続けることの大切さや、更に積極的に長所を伸ばそうとする態度を育てる必要がある。そして同時に自分の短所などもしっかり見極め、短所も自分の特徴の一側面であることを踏まえ、それを課題として改善していく努力も重ねつつ、自分自身を伸ばしていくことが大切である。また、自己を振り返って改めるところは改め、自己を高めようとする意欲や態度は、継続されなければ将来にわたっての自己実現とはならず、本当の個性にはなっていない。

指導に当たっては、このことをよく理解し、具体的な実践を試みることができるようになることも重要である。

5 希望と勇気，努力と強い意志

[第1学年及び第2学年]

自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。

[第3学年及び第4学年]

自分でやろうと決めた目標に向かって，強い意志をもち，粘り強くやり抜くこと。

[第5学年及び第6学年]

より高い目標を立て，希望と勇気をもち，困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。

(中学校)

[希望と勇気，克己と強い意志]

より高い目標を設定し，その達成を目指し，希望と勇気をもち，困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げること。

自分の目標をもって，勤勉に，くじけず努力し，自分を向上させることに関する内容項目である。

(1) 内容項目の概要

児童が一人の人間として自立しよりよく生きていくためには，常に自分自身を高めていこうとする意欲をもつことが大切である。そのためには，自分の目標をもってその達成に向けて粘り強く努力するとともに，やるべきことはしっかりとやり抜く忍耐力を養うことが求められる。

こうしたことは，ただ漫然と努力するのではなく，自分に適した目標を設定し，見通しをもってよりよい自己を実現しようとする向上心と結び付いてこそ，前向きな自己の生き方が自覚できるようになる。そのためにも，児童がより高い目標を立てたり，その実現を目指して自分としての夢や希望を掲げたりすることが大切である。自分の目標に向かって，勇気をもって困難や失敗を乗り越え，努力することができるようにすることが重要である。

(2) 指導の要点

■ 第1学年及び第2学年

この段階においては、何事も好奇心をもって行おうとする。やらなければならないことを素直に受け入れることが多いと言われる。また、興味・関心のあることについては、意欲的に取り組むものの、好き嫌いで物事を判断し、つらいことや苦しいことがあるとくじけてしまう傾向がある。この時期のやらなければならないことには、家族や教師から言われたことが多いが、やるべきことをしっかり行うことは、自分自身を高めていく上で大切であり、児童が主体的に取り組んでいくようにする必要がある。

指導に当たっては、自分のやるべき勉強や仕事にはどのようなものがあり、しっかり行うことの意義を自覚させる必要がある。また、家族や教師の励ましや賞賛、適切な助言などの下に、自分がやるべき勉強や仕事を、自分がやるべきこととしてしっかりと行うことができるよう指導することが大切である。やり遂げたときの喜びや充実感を味わい、努力した自分に気付くことができるように指導することが大切である。

■ 第3学年及び第4学年

この段階においては、勉強や運動だけでなく、様々なことに興味・関心を広げ、活動的になる。自分の好きなことに対しては、自ら目標を立て、継続して取り組むようになり、計画的に努力する構えも身に付いていく。その反面、つらいことや苦しいことがあると、途中であきらめてしまうこともある。そこで、自分がやらなければならないことだけではなく、更に自主性を発揮し、自分でやろうと決めた目標に向かって強い意志をもって、粘り強くやり遂げる精神を育てることが大切になる。

指導に当たっては、目標を立て、あきらめずに粘り強くやり抜く強い意志が必要であることや苦しくて途中であきらめてしまう人間の弱さ、今よりよくなりたいという願い、努力しようとする姿について考えを深めていくことが求められる。目標を実現するためには、自分自身の努力だけでなく、家族や教師など、周り人の励ましや賞賛があることに気付き、粘り強く努力しようとする態度を育てることが大切である。

■ 第5学年及び第6学年

この段階は、児童がそれぞれに高い理想を追い求める時期と言われる。先人や著名人の生き方に触れる機会が多くなり、その生き方に憧れたり、自分の夢や希望を膨らませたりする。一方、自分自身に自信がもてなかったり、思うように結果が出なかったりして、夢と現実との違いを意識することもある。このような時期であるからこそ、様々な生き方への関心を高めるとともに、自己の向上のためにより高い目標を設定し、その達成を目指して希望と勇気をもち、困難があってもくじけずに努力しようとする強い意志と実行力を育てる必要がある。

指導に当たっては、苦しくてもくじけずに努力して物事をやり抜き、失敗を重ねながら夢を実現した人に触れ、希望をもつことの大切さや、希望をもつが故に直面する困難を乗り越える人間の強さについて考えることを通して、児童の中により積極的で前向きな自己像が形成されるようにすることが大切である。

6 真理の探究

[第5学年及び第6学年]

真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。

(中学校)

[真理の探究, 創造]

真実を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努めること。

自己をより創造的に発展させ、科学的な探究心とともに、物事を合理的に考え、真理を大切にしようとする内容項目である。

(1) 内容項目の概要

真理とは、誰も否定することのできない普遍的で妥当性のある物事の筋道、道理を指している。いかなる時代においても、人間としてよりよく生きていくためには、真理を大切に、積極的に新しいものを求め、生活を工夫していこうとする心を育てることが大切である。

児童は、知らないことを知りたいという欲求をもっている。しかし、物事への興味・関心が薄れ、自分の意志や判断に基づいて探究しようせず、他者の力に頼ろうとする受け身の傾向が見られることもある。児童が疑問を大事にし、物事のわけをよく考えたり確かめたりして、個性ある考え方が認められるような経験を積み重ねることが重要であり、そのような中で、真理を愛する心や、生活を改善していこうとする態度が育まれると考えられる。特に、変化の激しい今日の社会においては、主体性をもって柔軟に物事に対応し、科学的な探究心を育て、新たな自己をつくっていくことが求められる。

例えば、真理を探究して社会や学問、科学の進展に貢献した人々の生き方に学んだり、生活の中にある便利なことがどのようなきっかけで生まれたのかを調べてみたり、生活をよりよくするためのアイデアを考えたりすることが大切である。このように、日々の生活の中に目を向けさせ、様々な見方や考え方を大事にしながら、真理を大切に探究心を育てることは、将来の夢や理想を実現する大きな原動力となる。

なお、このような探究心は、例えば、第1学年及び第2学年の段階においては「よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと」、第3学年及び第4学年の段階においては「正しいと判断したことは、自信をもって行うこと」などに関する指導でも育まれている。

(2) 指導の要点

■ 第5学年及び第6学年

この段階においては、児童は自己のよりよい成長を目指そうとする反面、次第にやすきに流れて現状に甘える傾向も見せるようになる。そのような状況を乗り越えて物事の真の姿を見極めようとする意欲を高め、児童の考え方や感じ方をより創造的で可能性に富むものにしていかなければならない。

一般に、科学的な真理や構造は、個々の具体的な自然現象や社会現象の背景にあるものであり、物事を探究しようとする心は、何もないところから突然生まれるものではなく、児童の日常生活の中で生じる小さな好奇心、疑問や分からないことへの興味、関心から徐々に育まれるものである。また、その探究心は、疑問に思ったことや分からないことをそのままにしておくのではなく、真理を大切にし、真理を追い求めることによって確かなものとなる。

指導に当たっては、真理を求める態度を大切にし、物事の本質を見極めようとする知的な活動を通して興味や関心を刺激し、探究する意欲を喚起させることが大切である。そのためには、物事を多面的・多角的に見ようとする開かれた心をもって、疑問を探究し続けることの大切さを実感させることである。また、生活の中で思い付いたことをそのままにすることなく、自分の生活を少しでもよりよくしていくために工夫していこうとする心を育てることが、新たな見方や考え方の発見や創造につながる。このように日々の生活の充実とその指導を通して、将来の夢や理想を実現することにつながっていく。

B 主として人との関わりに関すること

7 親切，思いやり

[第1学年及び第2学年]

身近にいる人に温かい心で接し，親切にすること。

[第3学年及び第4学年]

相手のことを思いやり，進んで親切にすること。

[第5学年及び第6学年]

誰に対しても思いやりの心を持ち，相手の立場に立って親切にすること。

(中学校)

[思いやり，感謝]

思いやりの心をもって人と接するとともに，家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し，進んでそれに応え，人間愛の精神を深めること。

よりよい人間関係を築く上で求められる基本的姿勢として，相手に対する思いやりの心を持ち親切にすることに関する内容項目である。

(1) 内容項目の概要

自分のことばかりを考えたり，自分の思いだけを主張したりしては望ましい人間関係を構築することはできない。お互いが相手に対して思いやりの心をもって接するようにすることが不可欠である。思いやりとは，相手の気持ちや立場を自分のことに置き換えて推し量り，相手に対してよかれと思う気持ちを相手に向けることである。そのためには，相手の存在を受け入れ，相手のよさを見いだそうとする姿勢が求められる。具体的には，相手の立場を考えたり相手の気持ちを想像したりすることを通して励ましや援助をすることである。また，単に手を差し伸べるだけでなく，時には相手のことを考えて温かく見守ることも親切な行為としての表れである。相手のことを親身になって考えようとする態度を育てることが期待される。

特に学校生活においては，学校の人々や友達など様々な人と直接的に多様な関わり合いをもてるようにすることが求められる。その上で，相手の立場を考えたり，相手の気持ちを思いやったりすることを通して，思いやりや親切な行為の意義を実感できる機会をつくっていくことが重要である。

(2) 指導の要点

■ 第1学年及び第2学年

この段階においては、家族だけでなく家の周りの人や学校の人々、友達などとの関わりが次第に増えてくる。発達的特質から自分中心の考え方をすることが多いが、様々な人々との関わりの中から、相手の考えや気持ちに気付くことができるようになる。

指導に当たっては、幼い人や高齢者、友達など身近にいる人に広く目を向けて、温かい心で接し、親切にすることの大切さについて考えを深められるようにすることが必要である。そして、身近にいる様々な人々との触れ合いの中で、相手のことを考え、優しく接することができるようにすることが求められる。また、その結果として相手の喜びを自分の喜びとして受け入れられるようにし、具体的に親切な行為ができるようにすることが大切である。

■ 第3学年及び第4学年

この段階においては、学校生活を中心として友達同士の交流が活発になるとともに、活動範囲も広がってくる。様々な人々との関わりが次第に増えていく中で、相手の気持ちを察したり、相手の気持ちをより深く理解したりすることができるようになる。一方、ともすると他の人々の考え方や感じ方が自分たちの考え方や感じ方と同様であると思いがちになることもこの時期の特徴と言われている。そのため、相手に対する思いやりの心を育てることが一層重要になる。

指導に当たっては、相手の置かれている状況、困っていること、大変な思いをしていること、悲しい気持ちでいることなどを自分のこととして想像することによって相手のことを考え、親切な行為を自ら進んで行うことができるようにしていくことが大切である。

■ 第5学年及び第6学年

この段階においては、自他を客観的に捉えることができるようになってくる。そのため、相手の置かれている状況を自分自身に置き換えて想像できるようになる。また、家の周囲や学校といった狭い範囲だけでなく、地域社会における公共の場所など活動範囲がより一層広がり、より多様な人々と接する機会が多くなっていく。

指導に当たっては、特に相手の立場に立つことを強調する必要がある。自分自身が相手に対してどのように接し、対処することが相手のためになるのかをよく考えた言動が求められる。また、人間関係の深さの違いや意見の相違などを乗り越え、思いやりの心とそれが伴った親切な行為を、児童が接する全ての人に広げていくことも大切である。そのためには、児童が多様な人々と触れ合い、助け合って何かをするような機会を増やすとともに、それらの体験を生かし、思いやりの心をもつことの大切さについて深く考えられるように工夫する必要がある。

8 感謝

[第1学年及び第2学年]

家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。

[第3学年及び第4学年]

家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。

[第5学年及び第6学年]

日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。

(中学校)

[思いやり, 感謝]

思いやりの心をもって人と接するとともに, 家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し, 進んでそれに応え, 人間愛の精神を深めること。

自分の日々の生活は多くの人々の支えがあることを考え, 広く人々に尊敬と感謝の念をもつことに関する内容項目である。

(1) 内容項目の概要

よい人間関係を築くためには, 互いを認め合うことが大切であるが, その根底には, 相手に対する尊敬と感謝の念が必要である。人々に支えられ助けられて自分が存在するという認識に立つとき, 相互に尊敬と感謝の念が生まれてくる。そして, それは, 日々の生活, あるいは自分が存在することに対する感謝へと広がる。感謝の気持ちは, 人が自分のためにしてくれている事柄に気付くこと, それはどのような思いでしてくれているのかを知ることで芽生え, 育まれる。

このことから, 身近な人々から見えないところで日々の生活を支えてくれる人々まで, 成長とともに, 尊敬と感謝の念が広がっていくよう指導することが大切になる。自分たちの生活が, 多くの人々に支えられ助けられて成り立っていることへの気付きが, 自分も人々や公共のために役に立とうとする心情や態度につながるよう指導を深めていくことが大切になる。

(2) 指導の要点

■ 第1学年及び第2学年

この段階においては、日常の指導などで、家庭や学校など、身近で日頃世話になっている人々の存在に気付かせることが大切である。誰かに自分の世話をしてもらうことを当たり前のように感じていることもある。家族や学校、地域社会で多くの人が児童のために思っていて支えている。その人々が自分に寄せてくれた善意について考え、そのときに自分が感じた感謝の念について改めて考えるようにすることが大切である。

指導に当たっては、感謝の対象や具体的な内容を教師が適切に示す必要がある。世話をしてくれる人々の善意に気が付き、感謝する気持ちを具体的な言葉に表し、行動に表す指導が求められる。

■ 第3学年及び第4学年

この段階においては、感謝する対象を家族など日頃世話になっている身近な人々に加え、日常の生活を支えている地域の人々や、現在の生活の礎を築いた高齢者などの先達へと広げるようにすることが求められる。自分たちの安心で安全な生活の実現のために働く人々や、現在の自分たちの生活を築き、大切なものを守り伝えてきたり、発展・向上のために尽力してきたり、努力を重ねてきたりした高齢者などの先達の存在に気が付き、その人々によって生活が支えられていることについて考えを深めさせることが大切である。

指導に当たっては、自分の生活を支えてくれる人の思いを考え、その人たちの存在意義に対する理解を深め、尊敬と感謝の念をもって接することができるようにすることが大切である。

■ 第5学年及び第6学年

この段階においては、感謝の対象が人のみならず、多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っている日々の生活そのもの、更にはそのような中で自分が生きていくことに対する感謝にまで広げることが必要である。この時期の児童は、自分の日々の生活だけでなく、更に広い視野で尊敬し感謝する対象に気が付き、そのことに対してどのように感じているのか、思いを深められるようになる。家族や町の安全と繁栄を願い町会等で活動する人々や火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を生かした消火活動・救助活動を行う消防団の人々、人の苦しみや悲しみに寄り添ったり、人の楽しみや安らぎのために働いたりするボランティア活動をする人々など、支え合い、助け合おうとする善意による人々の活動がある。

指導に当たっては、過去から、人々が何を願い、何を残し伝えてきたのか、それは自分の生活とどう関わり、支えられているのかに気付くことができるようにすることが大切である。支え合い助け合おうとする人々の善意に気が付き感謝する心情や態度を育て、自他を尊重する温かな人間関係を築くことのできる資質・能力を育てることが求められる。温かなつながりの中に自分の生活があることに感謝し、人々の善意に応じて自分は何をすべきかを自覚し、進んで実践できるようにするところまで指導する必要がある。

9 礼儀

[第1学年及び第2学年]

気持ちのよい挨拶，言葉遣い，動作などに心掛けて，明るく接すること。

[第3学年及び第4学年]

礼儀の大切さを知り，誰に対しても真心をもって接すること。

[第5学年及び第6学年]

時と場をわきまえて，礼儀正しく真心をもって接すること。

(中学校)

[礼儀]

礼儀の意義を理解し，時と場に応じた適切な言動をとること。

人との関わりにおける習慣の形成に関するものであり，相互の心を明るくし，人との結び付きをより深いものにするための適切な礼儀正しい行為に関する内容項目である。

(1) 内容項目の概要

礼儀は，相手の人格を尊重し，相手に対して敬愛する気持ちを具体的に示すことであり，心と形が一体となって表れてこそ，そのよさが認められる。つまり，礼儀とは，心が礼の形になって表れることであり，礼儀正しい行為をすることによって，自分も相手も気持ちよく過ごせるようになる。

また，礼儀は，具体的には挨拶や言葉遣い，所作や動作など作法として表現されるが，それは，人間関係を豊かにして社会生活を円滑に営めるようにするために創り出された文化の一つであるといえることができる。よい人間関係を築くためには，まず，相手に対して真心がこもった気持ちのよい応対ができなければならない。そのような応対は人としての生き方の基本であり，まずは大人が作法として教えることから始まる。それらを，さらに，例えば真心がこもった態度や時と場をわきまえた態度など礼節をわきまえた行為へと深めていくことが必要である。真心とは相手のことを親身に思いやる心であり，形となって表されることにより，誠意のある行為につながる。人との関わりにおいて，どのような振る舞いが好ましいのかを考えさせることは大切なことである。

(2) 指導の要点

■ 第1学年及び第2学年

この段階においては、特にはきはきとした気持ちのよい挨拶や言葉遣い、話の聞き方や食事の所作などの具体的な振る舞い方を身に付けることを通して明るく接することのできる児童を育てることが大切である。

身近な人々と明るく接する中で、時と場に応じた挨拶や言葉遣い、作法などがあることに気付き、気持ちよく感じる体験を繰り返し行うことで、しっかりと身に付けることができるようにすることが求められる。

指導に当たっては、日常生活を送るために欠かせない基本的な挨拶などについて、具体的な状況の下での体験を通して実感的に理解を深めさせることが重要である。また、外出時や公共の場での振る舞い方など社会との関わりの中での礼儀についても考えさせることが重要である。

■ 第3学年及び第4学年

この段階においては、児童は相手の気持ちを自分に置き換えて自らの行動を考えることができるようになってくる。例えば、挨拶や言葉遣いなど、相手の立場や気持ちに応じた対応ができるようになる。そのことを十分考慮して、毎日の生活の中での挨拶や言葉遣いなど、礼儀の大切さを考えさせる必要がある。

指導に当たっては、この段階の児童が気の合う友達同士で仲間集団をつくる傾向が見られるため、誰に対しても真心をもって接する態度を育てるようにすることが特に重要である。人に頼むときや失敗して謝るときなど人との関わりを通して、真心は相手に態度で示すことができることに気付かせることもできる。また、家庭や地域社会での日常の挨拶、学習や給食の際の態度、校外学習など見学先での振る舞いなどについて考えさせることも大切である。

■ 第5学年及び第6学年

この段階においては、特に礼儀作法についてそのよさや意義を正しく理解し、時と場に応じて、例えば、自ら挨拶をしてからお辞儀をするなど、適切な言動ができるようにすることが求められる。この段階は、礼儀のよさや意義について知識としては理解できていても、恥ずかしさなどもあり、時として心のこもった挨拶や言葉遣いが行為として表れない場面も出てくることが考えられる。そこで、相手の立場や気持ちを考えて心のこもった接し方ができるようにすることが大切である。

指導に当たっては、行動範囲の広がりとともに様々な人との関わりも増えてくることから、挨拶などの礼儀は社会生活を営む上で欠くことのできないものであることを押さえ、礼儀作法の形にこめられた相手を尊重する気持ちを児童自身の体験などを通して考えさせることが効果的である。また、礼儀に対する意識を高めるために、自分の一日の生活の中にある礼儀を見直したり、武道や茶道など我が国に古くから伝わる礼儀作法を重視した文化に触れたりすることも考えられる。

10 友情，信頼

[第1学年及び第2学年]

友達と仲よくし，助け合うこと。

[第3学年及び第4学年]

友達と互いに理解し，信頼し，助け合うこと。

[第5学年及び第6学年]

友達と互いに信頼し，学び合って友情を深め，異性についても理解しながら，人間関係を築いていくこと。

(中学校)

[友情，信頼]

友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち，互いに励まし合い，高め合うとともに，異性についての理解を深め，悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていくこと。

友達関係における基本とすべきことであり，友達との間に信頼と切磋琢磨^{せつさたくま}の精神をもつことに関する内容項目である。

(1) 内容項目の概要

友達は家族以外で特に深い関わりをもつ存在であり，友達関係は共に学んだり遊んだりすることを通して，互いに影響し合って構築されるものである。また，世代が同じ者同士として，似たような体験や共通の興味や関心を有することから，互いの考え方などを交え，豊かに生きる上での大切な存在として，互いの成長とともにその影響力を拡大させていく。

児童にとって，友達関係は最も重要な人間関係の一つであり，友達関係の状況によって学校生活が充実するか否かが方向付けられることも少なくない。よりよい友達関係を築くには，互いを認め合い，学習活動や生活の様々な場面を通して理解し合い，協力し，助け合い，信頼感や友情を育てていくことができるように指導することが大切である。また，異性についても互いに理解し合いながら人間関係を築いていくことが必要である。

(2) 指導の要点

■ 第1学年及び第2学年

この段階においては、幼児期の自己中心性から十分に脱しておらず、友達の立場を理解したり自分と異なる考えを受け入れたりすることが難しいことも少なくない。しかし、学級での生活を共にしながら一緒に勉強したり、仲よく遊んだり、困っている友達のことを心配し助け合ったりする経験を積み重ねることで、友達のよさをより強く感じるようになる。

指導に当たっては、特に身近にいる友達と一緒に、仲よく活動することのよさや楽しさ、助け合うことの大切さを実感できるようにすることが重要である。また、友達とけんかをして、友達の気持ちを考え、仲直りできるようにする。そのためには、友達と一緒に活動して楽しかったことや友達と助け合ってよかったことを考えさせながら、友達と仲よくする大切さを育てていくようにする必要がある。

■ 第3学年及び第4学年

この段階においては、活動範囲が広がることで、集団との関わりも増え、友達関係も広がってくる。また、気の合う友達同士で仲間をつくって自分たちの世界を確保し、楽しもうとする傾向があり、集団での活動などがこれまでになく盛んになる。しかし、自分の利害にこだわることで、友達とトラブルを引き起こすことも少なくない。

指導に当たっては、友達のことを互いによく理解し、信頼し、助け合うことで、健全な仲間集団を積極的に育成していくことが大切である。そのためには、友達のよさを発見することで友達のことを理解したり、友達とのよりよい関係の在り方を考えたり、互いに助け合うことで友達の大切さを実感したりすることができるように指導することが大切である。

■ 第5学年及び第6学年

この段階においては、これまで以上に友達を意識し、仲のよい友達との信頼関係を深めていこうとする。また、流行などにも敏感になり、ともすると趣味や傾向を同じくする閉鎖的な仲間集団を作る傾向も生まれる。そのため、疎外されたように感じたり、友達関係で悩んだりすることが今まで以上に見られるようになり、このことが不安な学校生活につながる状況もみられる。このことから、友達同士の相互の信頼の下に、協力して学び合う活動を通して互いに磨き合い、高め合うような、真の友情を育てるとともに、互いの人格を尊重し合う人間関係を築いていくようにすることが求められる。

指導に当たっては、健全な友達関係を育てていくことが一層重要になる。この段階が第二次性徴期に入るため、異性に対する関心が強まり、これまでとは異なった感情を抱くようになる。この異性間の在り方も根本的には同性間におけるものと同様、互いの人格の尊重を基盤としている。異性に対しても、信頼を基にして、正しい理解と友情を育て、互いのよさを認め、学び合い、支え合いながらよい関係を築こうとすることに配慮して指導することが大切である。

11 相互理解，寛容

[第3学年及び第4学年]

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。

[第5学年及び第6学年]

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。

(中学校)

[相互理解，寛容]

自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。

広がりや深まりのある人間関係を築くために、自分の考えを相手に伝えて相互理解を図るとともに、謙虚で広い心をもつことに関する内容項目である。

(1) 内容項目の概要

人の考えや意見は多様であり、それが豊かな社会をつくる原動力にもなる。そのためには、多様さを相互に認め合い理解しながら高め合う関係を築くことが不可欠である。自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、自分とは異なる意見や立場も広い心で受けとめて相手への理解を深めることで、自らを高めていくことができる。異なった意見や立場をもつ者同士が互いを尊重し、広がりや深まりのある人間関係を築くためにも欠かせないことである。また、寛大な心をもって他人の過ちを許すことができるのは、自分も過ちを犯すことがあるからと自覚しているからであり、自分に対して謙虚であるからこそ他人に対して寛容になることができる。このように、寛容さと謙虚さが一体のものとなったときに、広い心が生まれ、それは人間関係を潤滑にするものとなる。

しかし、私たちは、自分の立場を守るため、つい他人の失敗や過ちを一方向的に非難したり、自分と異なる意見や立場を受け入れようとしなかったりするなど、自己本位に陥りやすい弱さをもっている。自分自身が成長の途上であり、至らなさをもっていることなどを考え、自分を謙虚に見ることについて考えさせることが大切である。相手から学ぶ姿勢を常にもち、自分と異なる意見や立場を受けとめることや、広い心で相手の過ちを許す心情や態度は、多様な人間が共によりよく生き、創造的で建設的な社会を創っていくために必要な資質・能力である。今日の重要な教育課題の一つであるいじめの未然防止に対応するとともに、いじめを生まない雰囲気や環境を醸成するためにも、互いの違いを認め合い理解しながら、自分と同じように他者を尊重する態度を育てることが重要であると言える。

(2) 指導の要点

■ 第3学年及び第4学年

この段階の児童は、自他の立場や考え方、感じ方などの違いをおおむね理解できるようになるが、ともすると違いを受けとめられずに感情的になったり、それらの違いから対立が生じたりすることも少なくない。望ましい人間関係を構築するためには、自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、自分と異なる意見について、その背景にあるものは何かを考え、傾聴することができるようにすることが必要になる。

指導に当たっては、相手の言葉の裏側にある思いを知り、相手への理解を深め、自分も更に相手からの理解が得られるように思いを伝える相互理解の大切さに気付くようにすることが大切である。日常の指導においては、児童同士、児童と教師が互いの考えや意見を交流し合う機会を設定し、異なる考えや意見を大切にすることのよさを実感できるように指導することが大切である。

■ 第5学年及び第6学年

この段階においては、自分のものの見方や考え方についての認識が深まることから、相手のものの見方、考え方との違いをそれまで以上に意識するようになる。また、この時期には、考えや意見の近い者同士が接近し、そうでない者を遠ざけようとする行動が見られることがある。そのような時期だからこそ、相手の意見を素直に聞き、なぜそのような考え方をするのかを、相手の立場に立って考える態度を育てることが求められる。

指導に当たっては、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重することで、違いを生かしたよりよいものが生まれるといったよさや、相手の過ちなどに対しても、自分にも同様のことがあることとして謙虚な心、広い心で受け止め、適切に対処できるように指導することが大切である。

C 主として集団や社会との関わりに関すること

12 規則の尊重

[第1学年及び第2学年]

約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。

[第3学年及び第4学年]

約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。

[第5学年及び第6学年]

法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。

(中学校)

[遵法精神、公德心]

法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。

生活する上で必要な約束や法、きまりの意義を理解し、それらを守るとともに、自他の権利を大切にし、義務を果たすことに関する内容項目である。

(1) 内容項目の概要

児童が成長することは、同時に所属する集団や社会を構成する一員として集団や社会の様々な規範を身に付けていくことでもある。そのためにも、約束や法、きまりを進んで守ることができるようにすることが必要である。法やきまりは自分たちを拘束するものとして自分勝手に反発したり、自分の権利は強く主張するものの、自分の果たさなければならない義務をなおざりにしたりする者も存在する中で、社会の法やきまりのもつ意義について考えることを通して、法やきまりが、個人や集団が安全にかつ安心して生活できるようにするためにあることを理解し、それを進んで守り、自他の権利を尊重するとともに義務を果たすという精神をしっかりと身に付けるように指導する必要がある。その際、法やきまりを守ることは、その自分勝手な反発等に対してそれらを許さないという意味をもつことと表裏の関係にある。

また、身近な集団におけるよりよい人間関係づくりや人間関係における規範意識について考えさせるためにも、重要な内容項目である。特に、人と人が仲間をつくり、よりよい人間関係を形成する上では、自分の思いのままに行動するのではなく、集団や社会のために自分が何をすればよいのか、また、自分に何ができるのか、自他の権利を十分に尊重する中で果たすべき自らの義務を考え、進んで約束やきまりを守って行動する態度を養うことが必要である。なお、国際的な関係においても法やきまりの遵守が求められており、「国際理解、国際親善」にも通ずるものである。

(2) 指導の要点

■ 第1学年及び第2学年

この段階においては、まだ自己中心性が強く、ともすると周囲への配慮を欠いて自分勝手な行動をとることも少なくない。また、身の回りの公共物や公共の場所の使い方や過ごし方についてどうするのがよいのか、そしてそれはなぜなのかといった理解は十分とは言えない。

指導に当たっては、身近な約束やきまりを取り上げ、それらはみんなが気持ちよく安心して過ごすためであることを理解し、しっかりと守ろうとする意欲や態度を育てることが大切である。また、みんなで使う場所や物を進んで大切に、工夫して使いたいという判断力や態度を身に付けられるように指導することが必要である。

■ 第3学年及び第4学年

この段階においては、気の合う仲間や集団の中にきまりをつくり、自分たちの仲間や集団及び自分たちで決めたことを大切にしようとする傾向がある。また、一人一人が身近な生活の中で、約束や社会のきまりと公共物や公共の場所との関わりについて考えることは少ない。

指導に当たっては、そのような発達の特性を生かし、一般的な約束や社会のきまりの意義やよさについて理解し、それらを守るように指導していくことが大切である。さらに、社会集団を維持発展する上で、社会生活の中において守るべき道徳としての公德を進んで大切にす態度にまで広げていく必要がある。特に、集団生活をする上で、一人一人が相手や周りの人の立場に立ちよりよい人間関係を築くことや、集団の向上のために守らなければならない約束やきまりを十分考えることが必要である。

■ 第5学年及び第6学年

この段階においては、社会生活上のきまり、基本的なマナーや礼儀作法、モラルなどの倫理観を育成することが必要となってくる。また、日常生活において、権利や義務という観点から、自他の行動などについて考えを深めたり、それらを尊重したりすることは少ない。指導に当たっては、社会生活を送る上で必要であるきまりや、国会が定めるきまりである法（法律）などを進んで守り従うという遵法の精神をもつところまで高めていく必要がある。また、他人の権利を理解、尊重し、自分の権利を正しく主張するとともに、義務を遂行しないで権利ばかりを主張していたのでは社会は維持できないことについても具体的に考えを深め、自分に課された義務についてはしっかりと果たそうとする態度を育成することが重要である。また、身近な集団生活を送る上においても、みんなで互いの権利を尊重し合い、自らの義務を進んで果たすことが大切であるという理解と積極的な行動ができるようにする必要がある。

13 公正，公平，社会正義

〔第1学年及び第2学年〕

自分の好き嫌いにとらわれなくて接すること。

〔第3学年及び第4学年〕

誰に対しても分け隔てをせず，公正，公平な態度で接すること。

〔第5学年及び第6学年〕

誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく，公正，公平な態度で接し，正義の実現に努めること。

(中学校)

〔公正，公平，社会正義〕

正義と公平さを重んじ，誰に対しても公平に接し，差別や偏見のない社会の実現に努めること。

民主主義社会の基本である社会正義の実現に努め，公正，公平に振る舞うことに関する内容項目である。

(1) 内容項目の概要

社会正義は，人として行うべき道筋を社会に当てはめた考え方である。社会正義を実現するためには，その社会を構成する人々が真実を見極める社会的な認識能力を高め，思いやりの心などを育むようにすることが基本になければならない。集団や社会において公正，公平にすることは，私心にとらわれず誰にも分け隔てなく接し，偏ったものの見方や考え方を避けるよう努めることである。

しかし，このような社会正義の実現を妨げるものに人々の差別や偏見がある。人間は自分と異なる考え方や感じ方，多数ではない立場や意見などに対し偏った見方をしたり，自分よりも弱い存在があることで優越感を抱きたいがために偏った接し方をしたりする弱さをもっていると言われる。いじめの問題なども，このような人間の弱さが起因している場合が少なくない。

所属する一人一人が確かな自己実現を図ることができる社会を実現するためには，そのような人間の弱さを乗り越えて，自らが正義を愛する心を育むようにすることが不可欠である。その上で，法やきまりに反する行為と同様に，自他の不公正を許さない断固とした姿勢をもち，集団や社会の一員として力を合わせて積極的に差別や偏見をなくそうとする努力が重要である。特にかげがえのない生命の自覚や他の人との関わりに関する内容項目の指導との関連を図りながら指導を進める必要がある。

(2) 指導の要点

■ 第1学年及び第2学年

この段階においては、発達的な特質から自己中心的な考え方をしがちである。そのため、人も自分と同じ考え方や感じ方であると考え、異なる考え方や感じ方を否定する傾向がある。こうした自分の好みや利害によって、ともすると公平さを欠く言動をとる姿も見受けられる。

指導に当たっては、日常の指導において、公正、公平な態度に根差した具体的な言動を取り上げて、そのよさを考えさせるようにすることが大切である。また、偏見や差別が背景にある言動については、毅然として是正することが必要である。これらの指導を通して、児童が誰に対しても公正、公平に接することのよさを実感できるようにすることが大切である。

■ 第3学年及び第4学年

この段階においては、誰に対しても分け隔てをしないで接することの大切さを理解できるようになる。しかし、ともすると自分の仲間を優先することに終始して、自分の好みで相手に対して不公平な態度で接してしまうことも少なくない。

指導に当たっては、不公平な態度が周囲に与える影響を考えさせるとともに、そのことが人間関係や集団生活に支障を来たしいじめなどにつながることを理解させることが求められる。誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接することができるようにすることが重要である。

■ 第5学年及び第6学年

この段階においては、差別や偏見がいじめなどの問題につながることを理解できるようになる。一方、いじめなどの場面に出会ったときにともすると傍観的な立場に立ち、問題から目を背けることも少なくない。こうした問題は、自分自身の問題でもあるという意識をもたせることが大切である。その上で、社会正義の実現は決して容易ではないことを自覚させ、身近な差別や偏見に向き合い、公平で公正な態度で行動できるようにすることが求められる。

指導に当たっては、不正な行為は絶対に行わない、許さないという断固たる態度を育てることが大切である。日頃から自分自身の考えをしっかりと持ち、同調圧力に流されないで必要に応じ自分の意志を強くもったり、学校や関係機関に助けを求めたりすることに躊躇しないなど、周囲の雰囲気や人間関係に流されない態度を育てるようにする。また、社会的な差別や不公正さなどの問題はいまだに多く生起している状況があるため、これらについて考えを巡らせ、社会正義の実現について考え、自覚を深めていく指導を適切に行うことが大切である。

14 勤労，公共の精神

[第1学年及び第2学年]

働くことのよさを知り，みんなのために働くこと。

[第3学年及び第4学年]

働くことの大切さを知り，進んでみんなのために働くこと。

[第5学年及び第6学年]

働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに，その意義を理解し，公共のために役に立つことをすること。

(中学校)

[社会参画，公共の精神]

社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め，公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。

[勤労]

勤労の尊さや意義を理解し，将来の生き方について考えを深め，勤労を通じて社会に貢献すること。

仕事に対して誇りや喜びをもち，働くことや社会に奉仕することの充実感を通して，働くことの意義を自覚し，進んで公共のために役立つことに関する内容項目である。

(1) 内容項目の概要

生きていくには，自分の仕事に誇りと喜びを見だし，生きがいをもって仕事を行えるようにすることが大切である。働くことは，日々の糧を自ら得て自立するなど単に自分の生活の維持向上を目的とすることだけでなく，働くこと自体が自分に課された社会的責任を果たすという意味においても重視する必要がある。人間生活を成立させる上で働くことは基本となるものであり，一人一人が働くことのよさや大切さを知ることにより，みんなのために働こうとする意欲をもち，社会に対する奉仕や公共の役に立つ喜びをも味わうことができる。このように働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうことを通して，その意義や役割を理解し，それを現在の自分が学んでいることとのつながりで捉えることは，将来の社会的自立に向けて勤労観や職業観を育む上でも重要なことである。

今日，社会環境や産業構造等の変化に伴い働き方が一様でなくなり，働くことに対する将来の展望がもちにくくなっている。働くことや社会に奉仕することの意義の理解は大切であるが，このことは一律に望ましいとされる勤労観・職業観を教え込むことではない。身近な人から集団へと人との関わりを広げながら，児童一人一人が働く意義や目的を探究し，みんなのために働くことの意義を理解し，集団の一員として自分の役割を積極的に果たそうとする態度を育成することが重要である。

(2) 指導の要点

■ 第1学年及び第2学年

この段階の児童は、何事にも興味をもって生き生きと活動し、みんなのために働くことを楽しく感じている児童が多い。そのような実態を生かし、自分たちが行った仕事がみんなの役に立つことのうれしさ、やりがい、そのことを通して自分の成長などを感じられるようにすることが大切である。

指導に当たっては、学級の清掃や給食などの当番活動、学級生活の充実に向けた係活動、家庭や地域社会での決められた仕事など、みんなのために役立とうとする意欲や態度に結び付けていくことが求められる。

■ 第3学年及び第4学年

この段階においては、みんなのために働くことで楽しさや喜びを味わうことがある一方で、働くことを負担に感じたり、面倒に思ったりする様子も見られる。このことから、自分の役割を果たし、力を合わせて仕事をするものの大切さを理解できるようにするとともに、進んで働こうとする態度を育てる必要がある。

指導に当たっては、特に、身の回りの生活の中で、集団の一員としてできることについて考え、自分ができる仕事を見付けたり、集団生活の向上につながる活動に参加したりして、みんなのために働こうとする意欲や態度を育むことが重要になる。

■ 第5学年及び第6学年

この段階においては、勤労を尊ぶ心を育てながら、働くことの意義を理解して社会の役に立つことができるようにする必要がある。この段階の児童は、仲のよい仲間と一緒にする仕事には意欲的に取り組むが、共同作業や集団での仕事などを嫌う傾向がある。中学校への進学を意識する時期に、仲間と協力して学ぶことの楽しさを通して、汗を流すことの尊さや満足感、仕事を成し遂げた際の喜びや手応えなど、働く意義や社会に奉仕する喜びを児童一人一人に体得させ、進んで実践しようとする意欲や態度を養うことが大切である。

指導に当たっては、勤労が自分のためだけではなく社会生活を支えるものであることを考えさせることが求められる。また、ボランティア活動など、社会への奉仕活動などから得た充実感を基に、勤労と公共の精神の意義を理解し、公共のために役に立とうとする態度を育てることが望まれる。

15 家族愛，家庭生活の充実

[第1学年及び第2学年]

父母，祖父母を敬愛し，進んで家の手伝いなどをして，家族の役に立つこと。

[第3学年及び第4学年]

父母，祖父母を敬愛し，家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。

[第5学年及び第6学年]

父母，祖父母を敬愛し，家族の幸せを求めて，進んで役に立つことをすること。

(中学校)

[家族愛，家庭生活の充実]

父母，祖父母を敬愛し，家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築くこと。

家族との関わりを通して父母や祖父母を敬愛し，家族の一員として家庭のために役立つことに関する項目である。

(1) 内容項目の概要

児童が生を受けて初めて所属する社会は家庭である。家庭は，児童にとって生活の場であり，団らんのある場である。児童は家庭で家族との関わりを通して愛情をもって保護され，育てられており，最も心を安らげる場である。そうした意味からも，児童の人格形成の基盤はその家庭にあると言ってよい。家庭で養われる道徳性は，様々な集団や社会との関わりの中にもなっていく。児童が家庭を構成する家族一人一人についての理解を深めていくことで，現在の自分の存在が父母や祖父母から受け継がれたものであることを実感することができる。そして，自分の成長を願って無私の愛情で育ててくれたかけがえのない存在である家族に対して敬愛する心が一層強くなる。

また，児童が家庭生活の中で，家族が互いの立場を尊重しながら家族に貢献することの大切さに気付いていくようになると，児童自身も家族の中での自分の立場や役割を自覚できるようになる。このことで，自分も兄弟姉妹などとともにその家族の一員として積極的に役に立とうとする精神が芽生える。自分なりにできることで家庭生活に貢献すれば，家族のために役に立つ喜びが実感できるようになる。そして，このような家族や家庭生活を大切にしようとする気持ちを深め，よりよい家庭を築けるように指導することが大切である。

なお，多様な家族構成や家庭状況があることを踏まえ，十分な配慮を欠かさないようにすることが重要である。

(2) 指導の要点

■ 第1学年及び第2学年

この段階においては、児童は家族の一員であることに喜びを感じながらも家族から守られ、家庭生活において受け身の立場であることが多く、能動的に家庭生活に関わろうとするところまでには至っていない。このことから、日頃の父母や祖父母が自分やほかの家族に対して、成長を願い無私の愛情で育ててくれている様子に気付くことから敬愛の念を育てる。

指導に当たっては、家庭生活においては自分にできることを進んで手伝うなどして、積極的に家族と関わり、家族の一員として役に立つ喜びが実感できるようにしていくことが大切である。

■ 第3学年及び第4学年

この段階においては、自分が在るのは、父母や祖父母が在るからであるということや、自分に対して愛情をもって育ててくれていることなどに対して、敬愛の念を深めていくようにすることが大切である。そして、家族の一員として、家庭生活により積極的に関わろうとする態度を育てることが大切である。

指導に当たっては、家庭生活において自分の行動が具体的に家族の役に立っていることを実感したり、家族に喜ばれ感謝されるという経験を積み重ねたりすることができるようにすることが必要である。自分が家庭生活におけるかけがえない家族の一員であることの自覚を深めることによって、協力し合っ楽しい家庭をつくろうとする積極的な姿勢をもつことができるようになる。家庭との連携を図りながら、家族みんなで協力し合っ楽しい家庭をつくろうとする態度を育てよう指導することが大切である。

■ 第5学年及び第6学年

この段階においては、一層積極的に家族の一員としての自覚をもって、家庭生活に貢献できることが求められる。父母、祖父母に対する家族への敬愛が深まる一方で、家族が何かをしてくれることに対しては、当然のことと考えて、日常生活の中で、家族の自分に対する思いや願いについては深く考えることは少ない。

指導に当たっては、自分の成長を願って愛情をもって育ててくれた家族に対して、尊敬や感謝を込めて家族の幸せのために自分には何が貢献できるのかを考えてみる機会を設定することが求められる。そして、充実した家庭生活を築いていくためには、家族の一員としての自分の役割を自覚し、家族のために、積極的に役立つことができるよう指導することが必要である。そのためにも、家族が相互に深い信頼関係で結ばれていることについて考えを深められるよう指導することが大切である。

16 よりよい学校生活， 集団生活の充実

[第1学年及び第2学年]

先生を敬愛し，学校の人々に親しんで，学級や学校の生活を楽しくすること。

[第3学年及び第4学年]

先生や学校の人々を敬愛し，みんなで協力し合って楽しい学級や学校をつくること。

[第5学年及び第6学年]

先生や学校の人々を敬愛し，みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくとともに，様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。

(中学校)

[よりよい学校生活， 集団生活の充実]

教師や学校の人々を敬愛し，学級や学校の一員としての自覚をもち，協力し合ってよりよい校風をつくとともに，様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。

先生や学校の人々を尊敬し感謝の気持ちをもって，学級や学校の生活をよりよいものにしようとすることや，様々な集団の中での活動を通して，自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めることに関する内容項目である。

(1) 内容項目の概要

人は社会的な存在であり，家族や学校をはじめとする様々な集団や社会に属して生活を営んでいる。それらにおける集団と個の関係は，集団の中で一人一人が尊重して生かされながら，主体的な参加と協力の下に集団全体が成り立ち，その質的な向上が図られるものでなければならない。児童は，まず，教師に対する敬愛の念をもち，学級での生活における充実感を味わい，そのことを通して学校への愛着をもつようになる。そして，自分を支え励ましてくれる学校の様々な人々へ目を向け，感謝と敬愛の念を深めていく。

そこで，教師や学校の様々な人々との活動を通して学級や学校全体に目を向けさせ，集団への所属感を高めるとともに，それらの集団に役立っている自分への実感とともに学校を愛する心を深められるようにすることが求められる。また，様々な集団に属する一人一人が，集団の活動に積極的に参加し，集団の意義に気付き，自分の役割と責任を自覚して，充実した集団生活を構築しようと努力することが大切である。

(2) 指導の要点

■ 第1学年及び第2学年

この段階の児童にとって、教師から受ける影響は特に大きい。そこで、教師が児童一人一人と愛情のある触れ合いをすることによって、教師を敬愛しようとする心が育まれるようにすることが大切である。また、様々な学習活動を通して上級生に親しみをもったり、学校生活を支えている人々との関わりを深めたりしながら、敬愛の心を育て、学級や学校の生活を自分たちで一層楽しくしようとする態度を育てる必要がある。

指導に当たっては、児童が教師や友達と一緒に遊んだり学んだりして共に生活する機会を設定して、そのことを通して楽しさを味わい、学校のことをより深く知り、集団の中での行動の仕方を学び、自分の居場所をつくっていけるような指導をすることが望まれる。

■ 第3学年及び第4学年

この段階においては、仲間意識の高まりと相まって特に学級への所属意識が高まると言われている。このことから、互いに思いやり明るさや活力あふれる楽しい学級を、みんなで協力し合ってつくっていくことができるような態度を育む必要がある。また、日々世話になっている教師や学校の人々との関わりにも目を向け、学校全体を視野に入れて、よりよい学校生活をつくることに関心を深められるようにしていくことも大切である。

指導に当たっては、教師をはじめ学級や学校で自分を支え励ましてくれる様々な人々との関わりにおいて感謝と敬愛の念を深め、進んで学級や学校のために働くなど具体的な活動を通して、楽しく充実した学校生活が構築できるように指導していくことが求められる。

■ 第5学年及び第6学年

この段階においては、児童が小学校の高学年としての自覚をもち、学級や学校、身近な集団を愛する心を具体化できるようにすることが必要である。特に、学校における学級集団、児童会やクラブなどの異年齢集団だけでなく、地域社会においても、遊び仲間や各種少年団体などの身近な集団において、自分の立場やその集団の向上に資する自分の役割、個人の力を合わせチームとして取り組んでこそ達成できることなどを自覚して、様々な活動に積極的に参加できるようにしていくことが重要である。

指導に当たっては、様々な集団での活動を通して、集団を支えているのは自分たち自身であるということに気付かせると同時に、集団における自分の役割を自覚し責任を果たそうとする態度を育てるよう指導することが大切である。

17 伝統と文化の尊重，国や郷土を愛する態度

〔第1学年及び第2学年〕

我が国や郷土の文化と生活に親しみ，愛着をもつこと。

〔第3学年及び第4学年〕

我が国や郷土の伝統と文化を大切にし，国や郷土を愛する心をもつこと。

〔第5学年及び第6学年〕

我が国や郷土の伝統と文化を大切にし，先人の努力を知り，国や郷土を愛する心をもつこと。

(中学校)

〔郷土の伝統と文化の尊重，郷土を愛する態度〕

郷土の伝統と文化を大切にし，社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め，地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し，進んで郷土の発展に努めること。

〔我が国の伝統と文化の尊重，国を愛する態度〕

優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに，日本人としての自覚をもって国を愛し，国家及び社会の形成者として，その発展に努めること。

我が国や郷土の伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国や郷土を愛する心をもつことに関する内容項目である。

(1) 内容項目の概要

自分が生まれ育った郷土は，その後の人生を送る上で心のよりどころとなるなど大きな役割を果たすものである。また，郷土は，生きる上での大きな精神的な支えとなるものである。郷土での様々な体験など積極的に主体的な関わりを通して，郷土を愛する心が育まれていくが，郷土から国へと親しみをもちながら視野を広げて，国や郷土を愛する心をもち，国や郷土をよりよくしていこうとする態度を育成することが大切である。

我が国や郷土の伝統を継承することは，長い歴史を通じて培われ，受け継がれてきた風俗，習慣，芸術などを大切にし，それらを次代に引き継いでいくということである。我が国や郷土の伝統と文化を大切にすることは，過去から現在に至るまでに育まれた我が国や郷土の伝統と文化に関心をもち，それらと現在の自分との関わりを理解する中から芽生えてくるものである。それは，国や郷土を愛する心へとつながり，さらに，我が国が果たすべき役割と責任を自覚することにもつながるものである。

なお，ここでいう「国や郷土を愛する」とは，教育基本法において教育の目標として「伝統と文化をはぐくんできた我が国や郷土を愛する態度」（第2条第5号）を養うと定めているのと同様の趣旨であり，我が国や郷土を愛する「態度」と「心」は，教育の過程を通じて，一体として養われるものである。また，内容項目に規定している「我が国」や「国」とは，政府や内閣などの統治機構を意味するものではなく，歴史的に形成されてきた国民，国土，伝統，文化などからなる歴史的・文化

的な共同体としての国を意味するものである。したがって、国を愛することは、偏狭で排他的な自国賛美ではなく、また、次の内容項目の「国際理解、国際親善」に関する指導と相まって、国際社会と向き合うことが求められている我が国の一員としての自覚と責任をもって、国際親善に努めようとする態度につながっている点に留意する必要がある。

(2) 指導の要点

■ 第1学年及び第2学年

この段階においては、昔の遊びを体験したり、地域の行事などに参加して身の回りにある昔から伝わるものに触れたりする機会が多くなる。このことを通して、家庭や学校を取り巻く郷土に目が向けられるようになる。また、昔の遊びや季節の行事などを通して我が国の伝統や文化にも触れ、親しみをもてるようになる。

指導に当たっては、児童が住む町の身近な自然や文化などに直接触れる機会を増やしたり、そこに携わる人々との触れ合いを深めたりすることで国や郷土への愛着を深め、親しみをもって生活できるようにすることが大切である。

■ 第3学年及び第4学年

この段階においては、自分たちの郷土に対する理解が深まる。また、地域での生活が活発になるのに伴い、地域の行事や活動に興味をもつようになる。また、地域の生活や環境などの特色にも目が向けられ、郷土のすばらしさを実感できるようになる。

指導に当たっては、地域の人々や生活、伝統、文化に親しみ、それを大切にすることを通して、郷土を愛することについて考えさせ、地域に積極的に関わろうとする態度を育てることが必要である。さらに、自然や文化、スポーツなどへの関心も高まり、郷土から視野を広げて、我が国の伝統と文化について理解を深めるようになる。そこで、様々な活動を通して我が国の伝統と文化に関心をもち、これらに親しむ気持ちを育てるように指導することが必要である。

■ 第5学年及び第6学年

この段階においては、我が国の国土や産業、歴史などの学習を通して、我が国の国土や産業の様子、我が国の発展に尽くした先人の業績や優れた文化遺産に目が向けられるようになることから、受け継がれている我が国の伝統や文化を尊重し、更に発展させていこうとする態度を育てることが大切である。

指導に当たっては、機会を捉えて我が国の伝統や文化などを話題にしたり、直接的に触れたりする機会を増やすことを通してそのよさについて理解を深めることが求められる。このことを通して、伝統や文化を育んできた我が国や郷土を受け継ぎ発展させていくべき責務があることを自覚し、努めていこうとする心構えを育てる必要がある。

18 国際理解，国際親善

[第1学年及び第2学年]

他国の人々や文化に親しむこと。

[第3学年及び第4学年]

他国の人々や文化に親しみ，関心をもつこと。

[第5学年及び第6学年]

他国の人々や文化について理解し，日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。

(中学校)

[国際理解，国際貢献]

世界の中の日本人としての自覚をもち，他国を尊重し，国際的視野に立って，世界の平和と人類の発展に寄与すること。

他国の人々や多様な文化を理解するとともに，日本人としての自覚や国際理解と親善の心をもつことに関する内容項目である。

(1) 内容項目の概要

グローバル化が進展する今日，国際理解や国際親善は重要な課題になっている。これらの課題に対応できるようにするためには，他国の人々や文化に対する理解とこれらを尊重する態度を養うようにすることが求められる。それぞれの国には独自の伝統と文化があり，自分たちの伝統と文化に対して誇りをもち，大切にしている。

そのことを，我が国の伝統と文化に対する尊敬の念と併せて理解できるようにする必要がある。

その際，現在，私たちが抱えている問題，例えば環境や資源，食糧や健康，危機管理など，どれも一地域や一国内にとどまる問題ではないことを踏まえ，広く世界の諸情勢に目を向けつつ，日本人としての自覚をしっかりとつことも重要である。

なお，宗教について，宗教が社会で果たしている役割や宗教に関する寛容の態度などに関しては，教育基本法第15条の規定を踏まえた配慮を行うとともに，宗教について理解を深めることが，自ら人間としての生き方について考えを深めることになるという意義を十分考慮して指導に当たることが必要である。

(2) 指導の要点

■ 第1学年及び第2学年

この段階においては、発達段階から、身の回りの事物が自国の文化なのか他国の文化なのかを明確に区別することは難しい。また、他国の人々や他国の文化に親しむ経験が多くはないという実態がある。特に他国の人々に対しての触れ合いについては、消極的になってしまう児童もいる。

指導に当たっては、まず、身近な出来事や書籍、衣食住の中にある他国の文化に気付いたり、スポーツや身近な行事などを通じた他国との交流に触れたりしながら、他国の人々に親しみをもったり、自分たちと異なる文化のよさに気付いたりできるようにすることが大切である。そして、他国の人々と交流したり、文化を味わったりしたことを互いに出し合ったり深めたりしながら、更に他国を知り、親しもうとする気持ちが高まるように工夫することが大切である。

■ 第3学年及び第4学年

この段階においては、我が国が様々な国々と関わりをもっていることに気付くようになる。また、自分たちの身の回りには我が国以外の多様な文化があることやそれらの文化の特徴などについて少しずつ理解や関心が高まってくる。

指導に当たっては、児童の様々な生活や学習において、更に関心をもって他国の人々や他国の文化に気付き、郷土や自国の文化と他国の文化との共通点や相違点などにも目を向けられるようにすることが大切である。その上で、それぞれのよさを感じ取らせることが求められる。また、他国の人々もそれぞれの文化に愛着をもって生活していることを理解させるなどして、更に他国の文化に関心や理解を深めさせ、親しませることが大切である。また、自国の文化と他国の文化のつながりや関係にも目を向けさせることが大切である。

■ 第5学年及び第6学年

この段階においては、特に社会的認識能力が発達し、日常生活において新聞などのマスメディアに接することや社会科、外国語活動等で学習することによって、例えば、我が国と同様、他国にも国旗や国歌があり、相互に尊重すべきことなどを知る中で、他国への関心や理解が一層高まる。また、様々な学習において、他国の芸術や文化、他国の人々と接する機会も出てくる。

指導に当たっては、そのことを踏まえ、様々な文化やそれに関わる事柄を互いに関連付けながら国際理解を深め、国際親善に努めようとする態度を育てることが重要である。その際、他国の人々が、我が国と同じようにそれぞれの国の伝統と文化に愛着や誇りをもって生きていることについて一層理解が進むようにすることが大切である。また、日本人としての自覚や誇り、我が国の伝統と文化を理解し、尊重する態度を深めつつ、自分にできることを考えるなどして、進んで他国の人々とつながり、交流活動を進めたりより親しくしたりしようとする国際親善の態度を養うことが求められる。

D 主として生命や自然，崇高なものとの関わりに関すること

19 生命の尊さ

〔第1学年及び第2学年〕

生きることのすばらしさを知り，生命を大切にすること。

〔第3学年及び第4学年〕

生命の尊さを知り，生命あるものを大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

生命が多く，生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し，生命を尊重すること。

(中学校)

〔生命の尊さ〕

生命の尊重について，その連続性や有限性なども含めて理解し，かけがえのない生命を尊重すること。

生命ある全てのものをかけがえのないものとして尊重し，大切にすることに関する内容項目である。

(1) 内容項目の概要

生命を大切にし尊重することは，かけがえのない生命をいとおしみ，自らもまた多くの生命によって生かされていることに素直に応えようとする心の表れと言える。ここでいう生命は，連続性や有限性を有する生物的・身体的生命，さらには人間の力を超えた畏敬されるべき生命として捉えている。そうした生命のもつ侵し難い尊さが認識されることにより，生命はかけがえのない大切なものであって，決して軽々しく扱われてはならないとする態度が育まれるのである。

この内容項目は，主として人間の生命の尊さについて考えを深めることが中心になるが，生きているもの全ての生命の尊さも大切に考えなければならない。生命の尊さを概念的な言葉での理解とともに，自己との関わりで，生きることのすばらしさや生命の尊さを考え，自覚を深められるように指導することが求められる。

そのためには，生命の尊さについて考えを深めていくよう指導することが大切である。生命のかけがえのなさは様々な側面から考えられる。家族や社会的な関わりの中での生命や，自然の中での生命，さらには，生死や生き方に関わる生命の尊厳など，発達の段階を考慮しながら計画的・発展的に指導し，様々な側面から生命の尊さについての考えを深めていくことが重要である。

(2) 指導の要点

■ 第1学年及び第2学年

この段階においては、生命の尊さを知的に理解するというより、日々の生活経験の中で生きていることのすばらしさを感じ取ることが中心になる。例えば、「体にはぬくもりがあり、心臓の鼓動が規則的に続いている」「夜はぐっすり眠り、朝は元気に起きられる」「おいしく朝食が食べられる」「学校に来てみんなと楽しく学習や生活ができる」などが考えられる。

指導に当たっては、これらの当たり前のことで見過ごしがちな「生きている証^{あかし}」を実感させたい。また、自分の誕生を心待ちにしていた家族の思いや、自分の生命に対して愛情をもって育ててきた家族の思いに気付くなど、自分の生命そのものかけがえのなさに気付けるようにすることが大切である。そのことを喜び、すばらしいことと感ずることによって、生命の大切さを自覚できるようにすることが求められる。

■ 第3学年及び4学年

この段階においては、現実性をもって死を理解できるようになる。そのため、特にこの時期に生命の尊さを感得できるように指導することが必要である。例えば、病気やけがをしたときの様子等から、一つしかない生命の尊さを知ったり、今ある自分の生命は、遠い先代から受け継がれてきたものであるという不思議さや雄大さに気付いたりする視点も考えられる。

指導に当たっては、生命は唯一無二であることや、自分一人のものではなく多くの人々の支えによって守り、育まれている尊いものであることについて考えたり、与えられた生命を一生懸命に生きることのすばらしさについて考えたりすることが大切である。あわせて、自分と同様に生命あるもの全てを尊いものとして大切にしようとする心情や態度を育てることが求められる。

■ 第5学年及び6学年

この段階においては、個々の生命が互いを尊重し、つながりの中にあるすばらしさを考え、生命のかけがえのなさについて理解を深めるとともに、生死や生き方に関わる生命の尊厳など、生命に対する畏敬の念を育てることが大切である。また、様々な人々の精神的なつながりや支え合いの中で一人一人の生命が生まれ存在すること、生命が宿る神秘、祖先から祖父母、父母、そして自分、さらに、自分から子供、孫へと受け継がれていく生命のつながりをより深く理解できるようになる。

指導に当たっては、家族や仲間とのつながりの中で共に生きることのすばらしさ、生命の誕生から死に至るまでの過程、人間の誕生の喜びや死の重さ、限りある生命を懸命に生きることの尊さ、生きることの意義を追い求める高尚さ、生命を救い守り抜こうとする人間の姿の尊さなど、様々な側面から生命のかけがえのなさを自覚し生命を尊重する心情や態度を育むことができるようにすることが求められる。

20 自然愛護

〔第1学年及び第2学年〕

身近な自然に親しみ，動植物に優しい心で接すること。

〔第3学年及び第4学年〕

自然のすばらしさや不思議さを感じ取り，自然や動植物を大切にすること。

〔第5学年及び第6学年〕

自然の偉大さを知り，自然環境を大切にすること。

(中学校)

〔自然愛護〕

自然の崇高さを知り，自然環境を大切にすることの意義を理解し，進んで自然の愛護に努めること。

自分たちを取り巻く自然環境を大切にしたり，動植物を愛護したりすることに関する内容項目である。

(1) 内容項目の概要

古来日本人は，自然から受ける様々な恩恵に感謝し，自然との調和を図りながら生活を営んできた。自然に親しみ，動植物が自然の中でたくましく生きてきた知恵や巧みさについて学んできた。そして，自然と一体になりながら動植物を愛護し，豊かな情操を育んできたのである。動植物は自然環境の中で生きており，それぞれの環境に適応して生活を営んでいる。人間も地球に住む生物の一員であり，環境との関わりなしには生きていけない存在である。自然の美しさやすばらしさには，理屈抜きで感動する。また，自然の中で育まれた伝統文化は人々の心を潤し，自然と人間のよい関係象徴するものである。一方，人間の力を超えた自然の驚異は，その不思議さにとどまらず，偉大なる自然の前に人間の無力さを見せつけられることもある。

科学技術の進歩等に伴う物の豊かさ，便利さは，人間が本来もっていた感性や資質を弱くしてしまっているとも言われる。環境破壊が地球規模で進んでいく中で，自分たちが身近な暮らしの中でできることは何だろうかと考え，現状の改善に自分たちのできることから少しずつ実際に取り組んでいくこともできる。

自然や動植物を愛し，自然環境を大切にしようとする態度は，地球全体の環境の悪化が懸念され，持続可能な社会の実現が求められている中で，特に身に付けなければならないものである。

(2) 指導の要点

■ 第1学年及び第2学年

この段階においては、特に身近な自然の中で楽しく遊んだり、自然と親しんだりする活動を行うことが多い。また、生活科の学習などを通して動物の世話や飼育をしたり、植物の栽培や観察などを根気よく丁寧に行ったりしながら、自然や動植物などと直接触れ合う多くの体験をしている。

指導に当たっては、児童のこうした活動や体験を通して、自然に親しみ動植物に優しく接しようとする心情を育てることが求められる。自然や動植物のもつ不思議さ、生命の力、そして、共に生きていることのいとおしさなどを自然や動植物と触れ合うことを通して実際に感じることによって、自然や動植物を大事に守り育てようとする気持ちが強く育まれる。

■ 第3学年及び第4学年

この段階においては、自然やその中に生きる動植物を大切にすることを更に深めていくことが求められる。自然を大切にすることで、自分たちの命も守られることに気付くようになる。また、環境保全についても関心をもち、その必要性について考えることができるようになる。

指導に当たっては、自然に親しみながら自然のもつ美しさやすばらしさを感じ得るようにする必要がある。それらを踏まえて、身近なところから少しずつ自分たちなりにできることを、動植物と自然環境との関わりを考え実行しようとする意欲を高めることも大切である。

■ 第5学年及び第6学年

この段階においては、自然の仕組みについての理解が深まり、自然環境に関わる課題についても理解できるようになる。こうした理解の上に立って、自然環境を保護するとともに、自主的、積極的に環境を保全する態度を育てることが求められる。また、人間の力が及ばない自然の偉大さと驚異についてもしっかりと感じ取り、謙虚に自然に学ぶ態度を身に付ける必要がある。

指導に当たっては、自然環境と人間との関わりから、人間の生活を豊かにすることを優先し、十分な思慮や節度を欠いて自然と接してきたことに気付かせたい。その上で、人間も自然の中で生かされていることを自分の体験を基に考えられるようにすることが必要である。人間と自然や動植物との共存の在り方を積極的に考え、自分にできる範囲で自然環境を大切に、持続可能な社会の実現に努めようとする態度を育むことが望まれる。

21 感動，畏敬の念

〔第1学年及び第2学年〕

美しいものに触れ，すがすがしい心をもつこと。

〔第3学年及び第4学年〕

美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。

〔第5学年及び第6学年〕

美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。

(中学校)

〔感動，畏敬の念〕

美しいものや気高いものに感動する心もち，人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。

美しいものや崇高なもの，人間の力を超えたものとの関わりにおいて，それらに感動する心や畏敬の念をもつことに関する内容項目である。

(1) 内容項目の概要

日々の科学技術の進歩は目覚ましいものがある。このことによって，私たちは物質的には豊かで快適な毎日を送ることができるようになった。このことから科学が万能であるかのような錯覚をしかねない今日の社会においては，科学の発展を期待し理性の力を信じることと同時に，人間の力では到底説明することができない美への感動や，崇高なものに対する尊敬や畏敬の念をもち，人間としての在り方を見つめ直すことが求められる。

自然が織りなす美しい風景や人の心の奥深さ，清らかさを描いた文学作品などに触れて素直に感動する気持ちや，人の心の優しさや温かさなど気高いものや崇高なものに出会ったときの尊敬する気持ちなどを，児童の心の中により一層育てることが大切である。そのためには，学校における自然体験活動や読書活動など，美しいものや気高いものなどに会う機会を多様に設定することが求められる。

一方，様々なメディアが発達した昨今，巧みな映像などが私たちに感動を与えてくれることも少なくない。これらも美しいもの気高いものから感動を求めようとする人間の思いの表れである。自然のもの，人工のものとは区別するのではなく，美しいもの，清らかなもの，気高いものに接したときの素直な感動を大切にすることが求められる。

(2) 指導の要点

■ 第1学年及び第2学年

この段階においては、特に、児童の生活の中に存在している身近な自然の美しさや心地よい音楽、芸術作品などに触れて気持ちよさを感じたり、物語などに語られている美しいものや清らかなものに素直に感動したりするような体験を通してすがすがしい心をもてるようにすることが大切である。

指導に当たっては、児童が美しいものに触れて心が揺さぶられたときには、その思いを教師が大切にするとともに、児童の感動を他の児童にも共有できるように働きかけることで、児童自身もっている初々しい感性を豊かに育てていくことが考えられる。

■ 第3学年及び第4学年

この段階においては、自然や音楽、物語などの美しいもののみならず、人の心や生き物の行動を含めた気高さなどにも気付くようになる。そのことを通して、美しいものや気高いものに意識的に触れようとする態度を育てることが大切である。こうした体験を積み重ねることによって、想像する力や感じる力がより豊かになっていく。自然の美しさや気高いものに触れて、素直に感動する心を育てていくことが求められる。

指導に当たっては、感性や知性が著しく発達する段階であることに配慮して、児童が自然の美しさや人の心の気高さなどを感じ取る心をもっている自分に気づき、その心を大切にし、更に深めていこうとする気持ちを高めるようにすることが重要である。

■ 第5学年及び第6学年

この段階においては、人間のもつ心の崇高さや偉大さに感動したり、真理を求める姿や自分の可能性に無心で挑戦する人間の姿に心を打たれたり、芸術作品の内に秘められた人間の業を超えるものに気付いたり、大自然の摂理に感動しそれを包み込む大いなるものに気付いたりすることなどを通して、それらに畏敬の念をもつことが求められる。

指導に当たっては、文学作品、絵画や造形作品などの美術、壮大な音楽など美しいものとの関わりを通して、感動したり尊敬や畏敬の念を深めたりすることで、人間としての在り方をより深いところから見つめ直すことができるようにすることが大切である。

22 よりよく生きる喜び

〔第5学年及び第6学年〕

よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じる。

(中学校)

〔よりよく生きる喜び〕

人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることに喜びを見いだすこと。

よりよく生きようとする人間のよさを見いだし、人間として生きる喜びを感じることに関する内容項目である。

(1) 内容項目の概要

人間は本来、よりよく生きようとする存在であり、そのために人間性をより高めようと努めるすばらしさをもっている。一方で、人間は決して完全なものではない。誰しもが誘惑に負けたり、やすきに流されたりするといった弱さももち合わせている。このようなすばらしさや弱さは決して別々に存在するものではなく、同時に内在しているものである。しかし、人間は決して内在する弱さをそのままにはしておく存在ではなく、弱さを羞恥として受け止め、それを乗り越え誇りを感じることを通して、生きることへの喜びを感じる。また、人間の行為の美しさに気付いたとき、人間は強く、また気高い存在になり得るのである。このことが、人間として生きる喜び、あるいは人間がもつ強さや気高さにつながるのである。

人間としての生きる喜びは、人からほめられたり、認められたりすることだけで生ずるものではない。誰もが悩み、苦しみ、悲しみ、そして良心の呵責かしやくと闘いながら、弱い自分の存在を意識するようになる。そして、誇りや愛情、共によりよく生きていこうとする強さや気高さを理解することによって自分の弱さを乗り越え、人間として生きる喜びを感じることになる。ここでいう人間として生きる喜びとは、弱い自分を乗り越えるだけでなく、自分の良心に従って生きることであり、人間のすばらしさを感じ、よりよく生きていこうとする深い喜びである。

なお、このような人間の強さや気高さは、例えば、第1学年及び第2学年の段階においては「美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと」、第3学年及び第4学年の段階においては「美しいものや気高いものに感動する心をもつこと」などに関する指導でも育まれている。

(2) 指導の要点

■ 第5学年及び第6学年

この段階においては、人間であれば誰しもがもっている弱さと同時に、それを乗り越えようとする強さや気高さについて理解することができるようになってくる。児童は、自分自身を人間としてより高めたいという思いや願いをもっている。しかし、様々な障害や困難に出会うことで悩んだり、苦しんだりすることが少なくない。自分自身に十分に自信がもてないでいるために、劣等感にさいなまれたり、人をねたんだり、恨んだり、あるいはうらやましく思ったりすることもある。また、一方では、崇高な人生を送りたいという人間のもつ気高さを求める心ももっている。

したがって、様々な機会に、身の回りにある人間がもっている強さや気高さに気付かせるとともに、そのよさや意義を十分に理解できるようにすることが大切である。また、自分自身のよさや可能性を自覚することで自らを奮い立たせ、目指す生き方、誇りある生き方に近付くことができるということに目を向けられるようにすることが大切である。

指導に当たっては、まず自分だけが弱いのではないということや、人間がもつ強さ、気高さについて自分自身を振り返ることで理解できるようにすることが大切である。人間の弱さだけを強調したり、弱い自分と気高さの対比に終わったりすることなく、目指す生き方、誇りある生き方に近付けるということが大切である。このように、人間の強さや気高さを理解させることで、誇りある生き方、夢や希望など喜びのある生き方につなげるようにすることが求められる。

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

第1節 指導計画作成上の配慮事項

（「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1）

1 各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。なお、作成に当たっては、第2に示す各学年段階の内容項目について、相当する各学年において全て取り上げることとする。その際、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

1 指導計画作成の方針と推進体制の確立

道徳の指導計画については、「第3章 特別の教科 道徳」の第3の1において、「各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする」としている。道徳科の指導は、学校の道徳教育の目標を達成するために行うものであることから、学校においては、校長が道徳教育の方針を明確にし、指導力を発揮して、全教師が協力して道徳教育を展開するため、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心として、道徳教育の全体計画に基づく道徳科の年間指導計画を作成する必要がある。

2 年間指導計画の意義と内容

(1) 年間指導計画の意義

年間指導計画は、道徳科の指導が、道徳教育の全体計画に基づき、児童の発達の段階に即して計画的、発展的に行われるように組織された全学年にわたる年間の指導計画である。具体的には、道徳科において指導しようとする内容について、児童の実態や多様な指導方法等を考慮して、学年段階に応じた主題を構成し、この主題を年間にわたって適切に位置付け、配列し、学習指導過程等を示すなど授業を円滑に行うことができるようにするのである。

なお、道徳科の主題は、指導を行うに当たって、何をねらいとし、どのように教材を活用するかを構想する指導のまとまりを示すものであり、「ねらい」とそ

れを達成するために活用する「教材」によって構成される。

このような年間指導計画は、特に次の諸点において重要な意義をもっている。

ア 6年間を見通した計画的、発展的な指導を可能にする。

児童、学校及び地域の実態に応じて、年間にわたり、また6年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を図った指導を可能にする。

イ 個々の学級において道徳科の学習指導案を立案するよりどころとなる。

道徳科の授業は年間指導計画に基づいて実施することが基本であり、個々の学級の児童の実態に合わせて、年間指導計画における主題の構想を具体化し、学習指導案を具体的に考える際のよりどころとなる。

ウ 学級相互、学年相互の教師間の研修などの手掛かりとなる。

年間指導計画を踏まえて授業前に指導方法を検討したり、情報を交換したり、授業を実際に参観し合ったりするときの基本的な情報として生かすことができる。

(2) 年間指導計画の内容

年間指導計画は、各学校において道徳科の授業を計画的、発展的に行うための指針となるものであり、各学校が創意工夫をして作成するものであるが、上記の意義に基づいて、特に次の内容を明記しておくことが必要である。

ア 各学年の基本方針

全体計画に示されている道徳教育の目標に基づき、道徳科における指導について学年ごとの基本方針を具体的に示す。

イ 各学年の年間にわたる指導の概要

具備することが求められる事項としては、次のものがある。

(ア) 指導の時期

学年ごとの実施予定の時期を記載する。

(イ) 主題名

ねらいと教材で構成した主題を、授業の内容が概観できるように端的に表したものを記述する。

(ウ) ねらい

道徳科の内容項目を基に、ねらいとする道徳的価値や道徳性の様相を端的に表したものを記述する。

(エ) 教材

教科用図書やその他、授業において用いる副読本等の中から、指導で用いる教材の題名を記述する。なお、その出典等を併記する。

(オ) 主題構成の理由

ねらいを達成するために教材を選定した理由を簡潔に示す。

(カ) 学習指導過程と指導の方法

ねらいを踏まえて、教材をどのように活用し、どのような学習指導過程や指導方法で学習を進めるのかについて簡潔に示す。

(キ) 他の教育活動等における道德教育との関連

他の教育活動において授業で取り上げる道德的価値に関わってどのような指導が行われるのか、日常の学級経営においてどのような配慮がなされるのかなどを示す。

(ク) その他

例えば、校長や教頭などの参加、他の教師の協力的な指導の計画、保護者や地域の人々の参加・協力の計画、複数の時間取り上げる内容項目の場合は各時間の相互の指導の関連などの構想、年間指導計画の改善に関わる事項を記述する備考欄などを示すことが考えられる。

なお、道德科の指導の時期、主題名、ねらい及び教材を一覧にした配列表だけでは年間指導計画としては機能しにくい。そのような一覧表を示す場合においても、学習指導過程等を含むものなど、各時間の指導の概要が分かるようなものを加えることが求められる。

3 年間指導計画作成上の創意工夫と留意点

年間指導計画を活用しやすいものにし、指導の効果を高めるために、特に創意工夫し留意すべきこととして次のことが挙げられる。

(1) 主題の設定と配列を工夫する

ねらいと教材で構成する主題の設定においては、特に主題に関わる道德教育の状況、それに伴う児童の実態などを考慮する。まず、ねらいとしては、道德的価値の理解に基づいて自己を見つめるための根源的なものを押さえておく必要がある。また、教材は、ねらいとの関連において児童が自分との関わりで考えることができるものを適切に選択する。

さらに、主題の配列に当たっては、主題の性格、他の教育活動との関連、季節的变化などを十分に考慮することが望まれる。

(2) 計画的、発展的な指導ができるように工夫する

内容項目相互の関連性や、学年段階ごとの発展性を考慮して、6年間を見通した計画的、発展的な指導が行えるよう心掛ける。また、児童が進学する中学校における道德科との関連を図るよう工夫することも望まれる。

(3) 重点的指導ができるように工夫する

各学年段階の内容項目の指導については、児童や学校の実態に応じて重点的指導を工夫し、内容項目全体の効果的な指導が行えるよう配慮する必要がある。その場合には、学校が重点的に指導しようとする内容項目の指導時間数を増やし、一定の期間をおいて繰り返し取り上げる、何回かに分けて指導するなどの配列を工夫したり、内容項目によっては、ねらいや教材の質的な深まりを図ったり、問題解決的な学習など、多様な指導方法を用いたりするなどの工夫が考えられる。

(4) 各教科等、体験活動等との関連的指導を工夫する

年間にわたって位置付けた主題については、各教科等との関連を図ることで指導の効果が高められる場合は、指導の内容及び時期を配慮して年間指導計画に位置付けるなど、具体的な関連の見通しをもつことができるようにする。

また、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの道徳性を養うための体験活動と道徳科の指導の時期や内容との関連を考慮し、道徳的価値の理解を基に自己を見つめるなどの指導の工夫を図ることも大切である。

(5) 複数時間の関連を図った指導を取り入れる

道徳科においては、一つの主題を1単位時間で取り扱うことが一般的であるが、内容によっては複数の時間の関連を図った指導の工夫などを計画的に位置付けて行うことも考えられる。例えば、一つの主題を2単位時間にわたって指導し、道徳的価値の理解に基づいて自己を見つめる学習を充実させる方法、重点的な指導を行う内容を複数の教材による指導と関連させて進める方法など、様々な方法が考えられる。

(6) 特に必要な場合には他学年段階の内容を加える

道徳科の内容が学年段階ごとに児童の発達の段階等を踏まえて示されている意義を理解し、全体にわたる効果的な指導を工夫することを基本とする。なお、特に必要な場合には、当該学年の内容の指導を行った上で学校の特色や実態、課題などに応じて他学年段階の内容を加えることができる。

(7) 計画の弾力的な取扱いについて配慮する

年間指導計画は、学校の教育計画として意図的、計画的に作成されたものであり、指導者の恣意による不用意な変更や修正が行われるべきではない。変更や修正を行う場合は、児童の道徳性を養うという観点から考えて、より大きな効果を期待できるという判断を前提として、学年などによる検討を経て校長の了解を得

ることが必要である。

そして、変更した理由を備考欄などに記入し、今後の検討課題にすることが大切である。

なお、年間指導計画の弾力的な取扱いについては、次のような場合が考えられる。

ア 時期、時数の変更

児童の実態などに即して、指導の時期、時数を変更することが考えられる。

しかし、指導者の恣意による変更や、あらかじめ年間指導計画の一部を空白にしておくことは、指導計画の在り方から考えて、避けなければならない。

イ ねらいの変更

年間指導計画に予定されている主題のねらいを一部変更することが考えられる。ねらいの変更は、年間指導計画の全体構想の上に立ち、協議を経て行うことが大切である。

ウ 教材の変更

主題ごとに主に用いる教材は、ねらいを達成するために中心的な役割を担うものであり、安易に変更することは避けなければならない。変更する場合は、そのことによって一層効果が期待できるという判断を前提とし、少なくとも同一学年の他の教師や道徳教育推進教師と話し合った上で、校長の了解を得て変更することが望ましい。

エ 学習指導過程、指導方法の変更

学習指導過程や指導方法については、児童や学級の実態などに応じて適切な方法を開発する姿勢が大切である。しかし、基本的な学習指導過程についての共通理解は大切なことであり、変更する場合は、それらの工夫や成果を校内研修会などで発表するなど意見の交換を積極的に行うことが望まれる。

(8) 年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする

年間指導計画に基づく授業が一層効果的に行われるためには、授業実施の反省に基づき、上記により生じた検討課題を踏まえながら、全教師の共通理解の下に、年間指導計画の評価と改善を行うことが必要である。そのためには、日常から実施上の課題を備考欄に記入したり、検討したりするための資料を収集することにも心掛けることが大切である。

第2節 道徳科の指導

（「第3章 特別の教科 道徳」の「第1 目標」再掲）

第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

1 指導の基本方針

道徳科においては、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、年間指導計画に基づき、児童や学級の実態に即して適切な指導を展開しなければならない。そのためには、以下に述べるような指導の基本方針を確認する必要がある。

(1) 道徳科の特質を理解する

道徳科は、児童一人一人が、ねらいに含まれる一定の道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、内面的資質としての道徳性を主体的に養っていく時間である。このことを共通に理解して授業を工夫することが大切である。

(2) 教師と児童、児童相互の信頼関係を基盤におく

道徳科の指導は、児童が道徳的価値に関わる考え方や感じ方を交流し合うことで自己を見つめ、自己の生き方についての考えを深める学習を行う。このような学習を効果的に行えるようにするためには、学級内での信頼関係の構築が基盤となる。教師と児童の信頼関係や児童相互の人間関係を育て、一人一人が自分の考え方や感じ方を伸び伸びと表現することができる雰囲気や日常の学級経営の中でつくるようにすることが大切である。

(3) 児童の自覚を促す指導方法を工夫する

道徳科の指導の目指すものは、個々の道徳的行為や日常生活の問題処理に終わるものではなく、児童自らが時と場に応じて望ましい行動がとれるような内面的資質を高めることにある。つまり、道徳科は、道徳的価値についての単なる知的理解に終始したり、行為の仕方そのものを指導したりする時間ではなく、ねらいとする道徳的価値について児童自身がどのように捉え、どのような葛藤があるの

か、また道徳的価値を実現することにどのような意味を見いだすことができるのかなど、道徳的価値を自分との関わりにおいて捉える時間である。したがって、児童が道徳的価値を自覚できるよう指導方法の工夫に努めなければならない。

(4) 児童の発達や個に応じた指導を工夫する

児童には、年齢相応の発達の段階があるとともに、個人差も大きいことに留意し、一人一人の考え方や感じ方を大切にしながら授業の展開を工夫することにより、児童が現在の自分の在り方やこれからの生き方を積極的に考えられるようにする。

(5) 問題解決的な学習、体験的な活動など多様な指導方法の工夫をする

学校生活を送る上では、例えば、相反する道徳的価値について、どちらか一方の選択を求められる場面も数多く存在する。その場合の多くは、答えは一つではなく正解は存在しない。こうした問題について、多面的・多角的に考察し、主体的に判断し、よりよく生きていくための資質・能力を養うためには、児童が道徳的価値を自分との関わりで考えることができるような問題解決的な学習を取り入れることが有効である。また、学校の教育活動全体で行う道徳教育の要として、それぞれの教育活動で行われた指導を補ったり、深めたり、まとめたりするなどの役割を果たす道徳科の特質を踏まえ、ねらいに含まれる道徳的価値の側面から他の教育活動との関連を把握し、それを生かした授業を工夫することが大切である。

さらに、道徳性が効果的に養えるように、児童の日常的な体験はもちろんのこと、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動など、多様な体験活動を生かした授業を工夫し、道徳的価値のもつ意味や大切さについて深く考えられるようにする。

(6) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する

道徳科の指導を計画的に推進し、また、それぞれの授業を魅力的なものとして効果を上げるためには、校長の方針の下に学校の全教師が協力しながら取組を進めていくことが大切である。校長の方針を明確にし、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図るとともに、道徳科の授業への校長や教頭などの参加、他の教師との協力的指導、保護者や地域の人々の参加や協力などが得られるように工夫することが大切である。

2 道徳科の特質を生かした学習指導の展開

(1) 道徳科の学習指導案

ア 道徳科の学習指導案の内容

道徳科の学習指導案は、教師が年間指導計画に位置付けられた主題を指導するに当たって、児童や学級の実態に即して、教師自身の創意工夫を生かして作成する指導計画である。具体的には、ねらいを達成するために、道徳科の特質を生かして、何を、どのような順序、方法で指導し、評価し、さらに主題に関連する本時以外の指導にどのように生かすのかなど、学習指導の構想を一定の形式に表現したものである。

学習指導案は、教師の指導の意図や構想を適切に表現することが好ましく、各教師の創意工夫が期待される。したがって、その形式に特に決まった基準はないが、一般的には次のような事項が取り上げられている。

(ア) 主題名

原則として年間指導計画における主題名を記述する。

(イ) ねらいと教材

年間指導計画を踏まえてねらいを記述するとともに教材名を記述する。

(ウ) 主題設定の理由

年間指導計画における主題構成の背景などを再確認するとともに、①ねらいや指導内容についての教師の捉え方、②それに関連する児童のこれまでの学習状況や実態と教師の願い、③使用する教材の特質やそれを生かす具体的な活用方法などを記述する。

記述に当たっては、児童の肯定的な面やそれを更に伸ばしていこうとする観点からの積極的な捉え方を心掛けるようにする。また、抽象的な捉え方をするのではなく、児童の学習場面を予想したり、発達の段階や指導の流れを踏まえたりしながら、より具体的で積極的な教材の生かし方を記述するようにする。

(エ) 学習指導過程

ねらいに含まれる道徳的価値について、児童が道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めることができるようにするための教師の指導と児童の学習の手順を示すものである。一般的には、学習指導過程を導入、展開、終末の各段階に区分し、児童の学習活動、主な発問と予想される児童の発言、指導上の留意点、指導の方法、評価の観点などを指導の流れに即して記述することが多い。

(オ) その他

例えば、他の教育活動などとの関連、評価の観点、教材分析、板書計画、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導、保護者や地域の人々の参加や協力など、授業が円滑に進められるよう必要な事柄を記述する。

イ 学習指導案作成の主な手順

学習指導案の作成の手順は、それぞれの状況に応じて異なるが、おおむね次のようなことが考えられる。

(ア) ねらいを検討する

指導の内容や教師の指導の意図を明らかにする。

(イ) 指導の重点を明確にする

ねらいに関する児童の実態と、それを踏まえた教師の願いを明らかにし、各教科等での指導との関連を検討して、指導の要点を明確にする。

(ウ) 教材を吟味する

教科用図書や副読本等の教材について、授業者が児童に考えさせたい道德的価値に関わる事項がどのように含まれているかを検討する。

(エ) 学習指導過程を構想する

ねらい、児童の実態、教材の内容などを基に、授業の展開について考える。その際、児童がどのような問題意識をもって学習に臨み、ねらいとする道德的価値を理解し、自己を見つめ、多様な感じ方や考え方によって学び合うことができるのかを具体的に予想しながら、それらが効果的になされるための授業全体の展開を構想する。

また、学習指導過程の構想に当たっては、指導の流れ自体が、特定の価値観を児童に教え込むような展開となることのないよう、児童が道德的価値に関わる事象を主体的に考え、また、児童同士の話合いを通してよりよい生き方を導き出していくというような展開も効果的である。

ウ 学習指導案作成上の創意工夫

学習指導案の作成に当たっては、これらの手順を基本としながらも、さらに、児童の実態、指導の内容や意図等に応じて工夫していくことが求められる。特に、重点的な指導や体験活動を生かす指導、複数時間にわたる指導、多様な教材の活用、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導、保護者や地域の人々の参加や協力などの工夫が求められることから、多様な学習指導案を創意工夫していくことが求められる。

学習指導案は、誰が見てもよく分かるように形式や記述を工夫するとともに、研修等を通じてよりよいものへと改善し、次回の指導に生かせるように学校として蓄積していくことも大切である。

(2) 道徳科の特質を生かした学習指導

道徳科の指導においては、児童一人一人が道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めることで道徳性を養うという特質を十分考慮し、それに応じた学習指導過程や指導方法を工夫することが大切である。それとともに、児童が自らのよさや成長を実感できるように工夫することが求められる。

道徳科の学習指導過程には、特に決められた形式はないが、一般的には以下のように、導入、展開、終末の各段階を設定することが広く行われている。このような指導を基本とするが、教師の指導の意図や教材の効果的な活用などに合わせて弾力的に扱うなどの工夫をすることが大切である。

ア 導入の工夫

導入は、主題に対する児童の興味や関心を高め、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる動機付けを図る段階であると言われる。

具体的には、本時の主題に関わる問題意識をもたせる導入、教材の内容に興味や関心をもたせる導入などが考えられる。

イ 展開の工夫

展開は、ねらいを達成するための中心となる段階であり、中心的な教材によって、児童一人一人が、ねらいの根底にある道徳的価値の理解を基に自己を見つめる段階であると言われる。

具体的には、児童の実態と教材の特質を押さえた発問などをしながら進めていく。そこでは、教材に描かれている道徳的価値に対する児童一人一人の考え方や感じ方を生かしたり、物事を多面的・多角的に考えたり、児童が自分との関わりで道徳的価値を理解したり、自己を見つめるなどの学習が深まるように留意する。児童がどのような問題意識をもち、どのようなことを中心にして自分との関わりで考えを深めていくのかについて主題が明瞭となった学習を心掛ける。

ウ 終末の工夫

終末は、ねらいの根底にある道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり、道徳的価値を実現することのよさや難しさなどを確認したりして、今後の発展につなぐ段階であると言われる。

この段階では、学習を通して考えたことや新たに分かったことを確かめたり、学んだことを更に深く心にとどめたり、これからへの思いや課題について考えたりする学習活動などが考えられる。

3 学習指導の多様な展開

道徳科の学習指導を構想する際には、学級の実態、児童の発達段階、指導の内容や意図、教材の特質、他の教育活動との関連などに応じて柔軟な発想をもつことが大切である。そのことによって、例えば、次のような学習指導を構想することができる。

(1) 多様な教材を生かした指導

道徳科では、道徳的な行為を題材とした教材を用いることが広く見られる。教材については、例えば、伝記、実話、意見文、物語、詩、劇などがあり、多様な形式のものを用いることができる。それらを学習指導で効果的に生かすには、登場人物の立場に立って自分との関わりで道徳的価値について理解したり、そのことを基にして自己を見つめたりすることが求められる。また、教材に対する感動を大事にする展開にしたり、道徳的価値を実現する上での迷いや葛藤を大切にしたりした展開、知見や気づきを得ることを重視した展開、批判的な見方を含めた展開にしたりするなどの学習指導過程や指導方法の工夫が求められる。その際、教材から読み取れる価値観を一方向的に教え込んだり、登場人物の心情理解に偏ったりした授業展開とならないようにするとともに、児童が道徳的価値を自分との関わりで考えることができるように問題解決的な学習を積極的に導入することが求められる。

(2) 体験の生かし方を工夫した指導

児童は、学校の教育活動や日常生活において様々な体験をしている。その中で、様々な道徳的価値に触れ、自分との関わりで考えたり感じたりしている。道徳科においては、児童が日常の体験やそのときの考え方や感じ方を生かして道徳的価値の理解を深めたり、自己を見つめたりする指導の工夫をすることが大切である。

(3) 各教科等と関連をもたせた指導

例えば、国語科における物語文の学習、社会科における郷土や地域の学習、体育科におけるチームワークを重視した学習、特別活動における集団形成の学習など、各教科等と道徳科の指導のねらいが同じ方向であるとき、学習の時期を考慮したり、相互に関連を図ったりして指導を進めると、指導の効果を一層高めることができる。その際、各教科等と道徳科それぞれの特徴が生かされた関連となるように配慮することが大切である。

(4) 道徳科に生かす指導方法の工夫

道徳科に生かす指導方法には多様なものがある。ねらいを達成するには、児童の感性や知的な興味などに訴え、児童が問題意識をもち、主体的に考え、話し合えるように、ねらい、児童の実態、教材や学習指導過程などに応じて、最も適切な指導方法を選択し、工夫して生かしていくことが必要である。

そのためには、教師自らが多様な指導方法を理解したり、コンピュータを含む多様な機器の活用方法などを身に付けたりしておくとともに、児童の発達の段階などを捉え、指導方法を吟味した上で生かすことが重要である。

指導方法の工夫の例としては、次のようなものが挙げられる。

ア 教材を提示する工夫

教材を提示する方法としては、読み物教材の場合、教師による読み聞かせが一般に行われている。その際、例えば、紙芝居の形で提示したり、影絵、人形やペープサートなどを生かして劇のように提示したり、音声や音楽の効果を生かしたりする工夫などが考えられる。また、ビデオなどの映像も、提示する内容を事前に吟味した上で生かすことによって効果が高められる。

なお、多くの情報を提示することが必ずしも効果的だとは言えず、精選した情報の提示が想像を膨らませ、思考を深める上で効果的な場合もあることに留意する。

イ 発問の工夫

教師による発問は、児童が自分との関わりで道徳的価値を理解したり、自己を見つめたり、物事を多面的・多角的に考えたりするための思考や話し合いを深める上で重要である。発問によって児童の問題意識や疑問などが生み出され、多様な感じ方や考え方が引き出される。そのためにも、考える必然性や切実感のある発問、自由な思考を促す発問、物事を多面的・多角的に考えたりする発問などを心掛けることが大切である。発問を構成する場合には、授業のねらいに深く関わる中心的な発問をまず考え、次にそれを生かすためにその前後の発問を考え、全体を一体的に捉えるようにするという手順が有効な場合が多い。

ウ 話し合いの工夫

話し合いは、児童相互の考えを深める中心的な学習活動であり、道徳科においても重要な役割を果たす。考えを出し合う、まとめる、比較するなどの目的に応じて効果的に話し合いが行われるよう工夫する。座席の配置を工夫したり、討議形式を進めたり、ペアでの対話やグループによる話し合いを取り入れたりするなどの工夫も望まれる。

エ 書く活動の工夫

書く活動は、児童が自ら考えを深めたり、整理したりする機会として、重要な役割をもつ。この活動は必要な時間を確保することで、児童が自分自身とじっくりと向き合うことができる。また、学習の個別化を図り、児童の考え方や感じ方を捉え、個別指導を行う重要な機会にもなる。さらに、一冊のノートなどを活用することによって、児童の学習を継続的に深めていくことができ、児童の成長の記録として活用したり、評価に生かしたりすることもできる。

オ 動作化、役割演技など表現活動の工夫

児童が表現する活動の方法としては、発表したり書いたりすることのほか、児童に特定の役割を与えて即興的に演技する役割演技の工夫、動きや言葉を模倣して理解を深める動作化の工夫、音楽、所作、その場に応じた身のこなし、表情などで自分の考えを表現する工夫などがよく試みられる。また、実際の場面の追体験や道徳的行為などをしてみることも方法として考えられる。

カ 板書を生かす工夫

道徳科では黒板を生かして話し合いを行うことが多く、板書は児童にとって思考を深める重要な手掛かりとなり、教師の伝えたい内容を示したり、学習の順序や構造を示したりするなど、多様な機能をもっている。

板書の機能を生かすために重要なことは、思考の流れや順序を示すような順接的な板書だけでなく、教師が明確な意図をもって対比的、構造的に示したり、中心部分を浮き立たせたりするなどの工夫をすることが大切である。

キ 説話の工夫

説話とは、教師の体験や願い、様々な事象についての所感などを語ったり、日常の生活問題、新聞、雑誌、テレビなどで取り上げられた問題などを盛り込んで話したりすることであり、児童がねらいの根底にある道徳的価値をより身近に考えられるようにするものである。教師が意図をもってまとまった話をすることは、児童が思考を一層深めたり、考えを整理したりするのに効果的である。

教師が自らを語ることによって児童との信頼関係が増すとともに、教師の人間性が表れる説話は、児童の心情に訴え、深い感銘を与えることができる。なお、児童への叱責、訓戒や行為、考え方の押し付けにならないよう注意する必要がある。

第3節 指導の配慮事項

1 道徳教育推進教師を中心とした指導体制

（「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2）

(1) 校長や教頭などの参加，他の教師との協力的な指導などについて工夫し，道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

道徳科は，主として学級の児童を周到に理解している学級担任が計画的に進めるものであるが，学校の道徳教育の目標を達成させる意味から学校や学年として一体的に進めるものでなくてはならない。そのために，指導に際して全教師が協力し合う指導体制を充実することが大切になる。

(1) 協力的な指導などについての工夫

道徳科の指導体制を充実するための方策としては，まず，全てを学級担任任せにするのではなく，特に効果的と考えられる場合は，道徳科における実際の指導において他の教師などの協力を得ることが考えられる。校長や教頭などの参加による指導，他の教職員とのティーム・ティーチングなどの協力的な指導，校長をはじめとする管理職や他の教員が自分の得意分野を生かした指導を行うことなど，学校の教職員が協力して指導に当たることができるような年間指導計画を工夫することなどを，学校としての方針の下に道徳教育推進教師が中心となって進めることが大切である。なお，校長等が授業に参加する際は，道徳科の特質を十分に理解して臨む必要がある。いずれの場合においても，授業にねらいをもたせ計画的に行われなければならない。

また，道徳科の授業を実施しやすい環境を整えることも重要である。校長の方針の下に，道徳科で用いる教材や図書の準備，掲示物の充実，教材コーナーなどの整備などを教員で分担して進められるように道徳教育推進教師が呼び掛けをしたり，具体的な作業の場を設定したりすることが考えられる。

さらに，小学校・中学校間の滑らかな接続を意識した取組も大切である。近隣の中学校と連携し，例えば，互いに道徳科の授業参観をして学び合い，意見交換を行ったり，授業に参加したりすることも考えられる。これらの推進を道徳教育推進教師が行うことで，計画的な学び合いの場の設定や授業の質の高まりが期待できる。

これらのほかにも，授業を実施する上での悩みを抱えた教師の相談役になった

り、情報提供をしたりして援助することや、道徳科に関する授業研修の実施、道徳科の授業公開や情報発信などを、道徳教育推進教師が中心となって協力して進めることが考えられる。

道徳教育推進教師は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育においても調整役などの役割を果たすことになるが、道徳科においてその充実を図る際も、校長は学校として道徳教育推進教師の位置付けを明確にし、適切な人材を充てるとともに、そのリーダーシップや連絡調整の下で全教職員が主体的な参画意識をもってそれぞれの役割を担うように努めることが重要である。中でも、道徳科の指導力向上のために全ての教員が、授業の準備、実施、振り返りの各プロセスを含め、道徳科の学習指導案の作成や授業実践を少なくとも年に1回は担当して授業を公開するなど学校全体での積極的な取組も望まれる。そのために、例えば、道徳科の授業改善を推進するための推進委員会等などの組織を設けることも大切である。

(2) 指導体制の充実と道徳科

このような指導体制の充実によって次のような多様な利点や効果を生み出すことができると考えられる。

第一は、学校としての道徳科の指導方針が具体化され指導の特色が明確になることである。毎時間の指導は、学校としての年間指導計画に基づいて計画的、発展的に行われるものであることを、全教師が考慮しながら進めることができる。

第二は、授業を担当する全教師が、児童の実態や授業の進め方などに問題意識をもつことができることである。その中で教師相互の学習指導過程や指導方法等の学び合いが促され、道徳科の特質の理解の深まりや授業の質の向上につながる。

第三は、学校の全ての教職員が各学級や一人一人の児童に関心をもち、学校全体で児童の道徳性を養おうとする意識をもつようになることである。道徳科の指導の充実が、学校全体で進める道徳教育を一層充実させる力となる。

第四は、道徳科の推進に関わる教材や協力を依頼する保護者、地域等の人材の情報が学校として組織的に集約され、それらを活用してねらいに即した効果的な授業が一層計画的に実施されることにつながる。

各学校においては、自校の道徳科の実施状況やそこに見られる課題を押さえた上で改善を図り、このような成果が広く生み出されるように、校長の責任と方針の下で道徳教育推進教師を中心として見通しをもった授業の充実を図ることが望まれる。

2 道徳科の特質を生かした計画的・発展的な指導

（「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2）

(2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。

道徳科の特質は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳性を養うことである。

各教科等で行う道徳教育は、全体計画によって計画的に行うものもあれば、児童の日々の教育活動の中で見られる具体的な行動の指導を通して対処的に行うものもある。道徳科の指導は、学校の道徳教育の目標に向かって、教育活動全体を通じて行う道徳教育との関連を図りながら計画的・発展的に行うものである。

(1) 計画的、発展的な指導

道徳科の大きな特徴は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育との関連を明確にして、児童の発達段階に即しながら、「第3章 特別の教科 道徳」の「第2 内容」に示された道徳的諸価値に含まれた内容を全体にわたって計画的、発展的に指導するところにある。そのためには、学校が、地域や学校の実態及び児童の発達段階や特性等を考慮し、教師の創意工夫を加えて、「第2 内容」の全てについて確実に指導することができる見通しのある年間指導計画を作成する必要がある。

(2) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての道徳科

道徳科は、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動など学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育の要としての役割を担っている。

各教科等で行う道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補う補充や、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深める深化、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりする統合の役割を担っているのである。

児童は、学校の諸活動の中で多様な道徳的価値について感じたり考えたりするが、各教科等においてもその特質があるために、その全てについて考える機会があるとは限らない。道徳科は、このように学校の諸活動で考える機会を得られにくい道徳的価値などについて補う役割がある。

また、児童は、各教科においてそれぞれの特質に応じて道徳性を養うための学習を行うが、各教科等の指導には各教科等特有のねらいがあることから、その中では道徳的価値の意味などについて必ずしもじっくりと考え、深めることができているとは限らない。道徳科は、このように道徳的価値の意味やそれと自己との関わりについて一層考えを深める役割を担っている。

さらに、各教科等における道徳教育の中で多様な体験をしていたとしても、それぞれがもつ道徳的価値の相互の関連や、自己との関わりにおいての全体的なつながりなどについて考えないまま過ごしてしまうことがある。道徳科は、道徳的価値に関わる諸事象を、捉え直したり発展させたりして、児童に新たな感じ方や考え方を生み出すという統合としての役割もある。

このことを児童の立場から見ると、道徳科は、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動などで学習した道徳的諸価値を、全体にわたって人間としての在り方や生き方という視点から捉え直し、それらを発展させていこうとする時間ということになる。

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の指導の充実が、道徳科の指導の充実につながることを深く理解し、その要としての重要な役割を再認識して、計画的・発展的な指導を行うようにしなければならない。

3 児童が主体的に道徳性を養うための指導

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2)

(3) 児童が自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、児童自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。

道徳教育の本来の使命に鑑みれば、特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するように指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない。

むしろ、多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、人間としてよりよく生きるために道徳的価値に向き合い、いかに生きるべきかを自ら考え続ける姿勢こそ道徳教育が求めるものと言える。

(1) 自らの成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりする

授業では、学習の始めに児童自らが学びたいという課題意識や課題追究への意欲を高め、学習の見通しなどをもたせることが大切である。道徳科においても、それらを踏まえ、教材や児童の生活体験などを生かしながら、一定の道徳的価値に関わる物事を多面的・多角的に捉えることができるようにする必要がある。さらに、理解した道徳的価値から自分の生活を振り返り、自らの成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることが望まれる。

そのため、道徳的価値や児童自身の生活について多様な観点から捉え直し、自らが納得できる考えを導き出す上で効果的な教材を選択したり、その教材の特質を生かすとともに、一人一人が意欲的で主体的に取り組むことができる表現活動や話し合い活動を仕組んだり、学んだ道徳的価値に照らして、自らの生活や考えを見つめるための具体的な振り返り活動を工夫したりすることが必要である。さらに、必要に応じて、授業開始時と終了時における考えがどのように変わったのかが分かるような活動を工夫することも効果的である。

また、特定の価値観の押し付けにならないよう、学年段階に応じて、道徳科における主体的かつ効果的な学び方を児童自らが考えることができるような工夫をすることが大切である。そして、児童の発達段階に応じて、児童自らが道徳的価値を実現するための課題や目標、及び道徳性を養うことのおよさや意義について考えることができるような指導を工夫することも大切である。

なお、年度当初に、道徳科の学習全体を見通し、学年始めの自分の有様やこれからの自らの課題や目標を捉えるための学習を行うことも効果的である。そして、その望ましい自分の在り方を求めて、年度途中や年度末に、それまでの学習や自分自身を適宜振り返ることで、自らの道徳的な成長を実感したり、新たな課題や目標をもったりする学習を工夫することもよい。そのことによって、道徳的価値や自らの生き方について引き続き考え続ける態度を養い、一層長い期間の中で、主体的で意欲的に生き方を学ぶ道徳科の学習とすることができる。

そのためにも、教師自らが児童と共に自らの道徳性を養い、よりよく生きようという姿勢を大切にし、日々の授業づくりや愛情をもった児童への指導をすることが重要となる。

(2) 道徳科における児童の主体的な学習

学校教育は、関係法令及び学習指導要領に基づいて編成された教育課程を実施することが求められており、年間指導計画等にしながら全ての教師が意図的、計画的に指導することが重要である。しかし、このことは指導内容を単に児童に注入することではない。指導内容を児童が自分との関わりで捉え、切実感をもって学習することで真に児童が習得することにつながるものである。そのためには、児童の主体的な学びが必要になる。学習指導においては、児童自らが主体的に学ぶための教師の創意工夫が求められる。

道徳科の授業では、教師が特定の価値観を児童に押し付けたり、児童が指示通りに主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、目指す方向の対極にあるものである。また、多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、人間としてよりよく生きるために道徳的価値に向き合い、いかに生きるべきかを自ら考え続ける姿勢が求められるのである。

このようなことから、道徳的価値の理解を基に自己を見つめるなどの授業を行った場合には、児童が道徳的価値を自分との関わりで捉え、自らの将来に進んで生かそうとする姿勢をもてるような主体的な学習にすることが求められる。その際、児童が道徳的価値について主体的に考えることができるよう問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れるなど、教材に応じて効果的な学習を設定することが必要である。

4 多様な考え方を生かすための言語活動

（「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2）

(4) 児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。

学校の教育活動全体で言葉を生かした教育の充実が求められている。言語は、知的活動だけでなく、コミュニケーションや感性、情緒の基盤である。道徳科においても、その言葉を生かした教育についての充実が図られなければならない。

(1) 道徳科における言葉

道徳科において行われる道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習では、道徳的価値を含んだ教材を基に、児童が自分の体験や考え、感じ方を交えながら話し合いを深める学習活動を行うことが多い。その意味からも、道徳科における言葉の役割は極めて大きいと言える。

国語科では言葉に関わる基本的な能力が培われるが、道徳科は、このような能力を基本に、教材や体験などから考えたこと、感じたことをまとめ、発表し合ったり、話し合いなどにより異なる考え、感じ方に接し、協同的に議論したりする。例えば、教材の内容や登場人物の気持ちや行為の動機などを自分との関わりで考える。友達の考えを聞いたり、自分の考えを伝えたり、話し合ったり、書いたりする。さらに、学校内外での様々な体験を通して考え、感じたことを、道徳科の学習で言葉を用いて表現する。これらの中で、言葉の能力が生かされるとともに、道徳的価値の理解などが一層効果的に図られていく。

したがって、道徳科においては、このような言語活動を生かして学習を展開することが、児童自身が考えを深め、判断し、表現する力などを育む上で極めて重要であると考えられる。

(2) 自分の考えを基に表現する機会の充実

児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むためには、児童それぞれに自分の考えをもたせ、効果的に表現させるなどの工夫が必要である。その際、話し合いは、道徳科に最もよく用いられる指導方法である。

ア 児童の考えを深め、判断し、表現する力などを育む

児童の考えを深め、判断し、表現する力などを育むためには、児童が多様な考え方や感じ方に接することができるように、何について考えるのかを指導者が明確に示す必要がある。例えば、読み物教材であれば、どの場面の、どの登場人物の、どのような行為や判断、動機などの何について自分との関わりで考えるのかをよりの確に、より具体的に示さなければならない。そのためには、指導者自身が、児童観を明確にして、教材の構造やそこに含まれる道徳的価値を深く理解し、さらに、児童の発達段階や実態を考慮に入れ、児童一人一人が道徳的価値について自分の考えをもつことができるようにすることが大切である。

イ 自分の考えを基に書いたり話し合ったりする

自分の考えを基に書いたり話し合ったりできるようにするためには、話合いの一定のルールなどを身に付けさせることは必要であるが、日頃から何でも言い合え、認め合える学級の雰囲気をつくるとともに、教師が受容的な姿勢をもつことが大切である。また、自分とは異なった考えに接する中で自分の考え方や感じ方が明確になるなど、学習が深まるということ、日頃の経験を通して実感させるように努めることが求められる。

一方、話合いとともに、書くことも重要である。児童にとって書くことは考えることであるとも言える。また、そのことによって、それまで曖昧であった自分の考えが整理されたり、日頃は意識していない体験や自分自身の状況を想起したりする。これらの言語活動を道徳科の学習に取り入れることにより、児童は道徳的価値をより強く自分との関わりで捉えることができるようになる。

(3) 道徳科に生かす言語活動

道徳的価値の理解に基づいて自己を見つめ、自己の生き方についての考えを深める観点から、話し合う活動や書く活動など児童一人一人の考え方や感じ方を表現する機会を充実し、自らの道徳的な成長を実感できるようにすることが大切である。

具体的に次のような指導方法の工夫が考えられる。

ア 児童が問題意識をもち、意欲的に考え、主体的に話し合うことができるよう、ねらい、児童の実態、教材や学習指導過程などに応じて、発問、話合い、書く活動、表現活動などを工夫する。

イ 教材や体験などから感じたこと、考えたことをまとめ、発表し合ったり、話合いなどにより異なる考えに接し、多面的・多角的に考え、協同的に議論したりするなどの工夫をする。

ウ 道徳的諸価値に関わる様々な課題について議論を行い自分との関わりで考察できるような工夫をする。

5 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導

（「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2）

(5) 児童の発達段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

道徳科においては、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を行う。こうした道徳科の特質を生かすことに効果があると判断した場合には、多様な方法を活用して授業を構想することが大切である。道徳科の特質を生かした授業を行う上で、各教科等と同様に問題解決的な学習や体験的な学習等を有効に活用することが重要である。

(1) 問題解決的な学習の工夫

道徳科における問題とは道徳的価値に根差した問題であり、単なる日常生活の諸事象とは異なる。道徳科における問題解決的な学習とは、ねらいとする道徳的諸価値について自己を見つめ、これからの生き方に生かしていくことを見通しながら、実現するための問題を見付け、どうしてそのような問題が生まれるのかを調べたり、他者の考え方や感じ方を確かめたりと物事を多面的・多角的に考えながら課題解決に向けて話し合うことである。そして、最終的には児童一人一人が道徳的諸価値のよさを理解し、自分との関わりで道徳的価値を捉え、道徳的価値を自分なりに発展させていくことへの思いや課題が培われるようにすることである。

例えば、ねらいとする道徳的価値の理解を図る際に、その意義などについて考え、道徳的価値を実現することのよさは理解できるものの、人間としての弱さがあり、実現することが難しいという場合がある。このような課題について児童が自分の体験やそれに伴う考え方や感じ方を基に自分なりの考えをもち、友達との話し合いを通して道徳的価値のよさや難しさを確かめるような問題解決的な学習が考えられる。児童が問題意識をもって学習に臨み、ねらいとする道徳的価値を追求し、多様な考え方や感じ方によって学ぶことができるようにするためには、指導方法の工夫が大切である。

例えば、主題に対する児童の興味や関心を高める導入の工夫、他者の考えと比

べ自分の考えを深める展開の工夫，主題を自分との関わりで捉え自己を見つめ直し，発展させていくことへの希望がもてるような終末の工夫などがある。

また，問題解決的な学習では，教師と児童，児童相互の話合いが十分に行われることが大切であり，教師の発問の仕方の工夫などが重要である。さらに，話合いでは学習形態を工夫することもでき，一斉による学習だけでなく，ペアや少人数グループなどでの学習も有効である。

道徳科において問題解決的な学習を取り入れた場合には，その課題を自分との関わりで見つめたときに，自分にはどのようなよさがあるのか，どのような改善すべきことがあるのかなど，考え，話し合うことを通して，児童一人一人が課題に対する答えを導き出すことが大切である。そのためにも，授業では自分の気持ちや考えを発表することだけでなく，時間を確保してじっくりと自己を見つめて書くことなども有効であり，指導方法の工夫は不可欠である。ただし，この場合，話し合う場面を設定すること，ペアや少人数グループなどでの学習を導入することが目的化してしまうことがないように，指導の意図に即して，取り入れられる手法が適切か否かをしっかり吟味する必要がある。

(2) 道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れる工夫

道徳的諸価値を理解したり，自分との関わりで多面的，多角的に考えたりするためには，例えば，実際に挨拶や丁寧な言葉遣いなど具体的な道徳的行為をして，礼儀のよさや作法の難しさなどを考えたり，相手に思いやりのある言葉を掛けたり，手助けをして親切についての考えを深めたりするような道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れることが考えられる。さらに，読み物教材等を活用した場合には，その教材に登場する人物等の言動を即興的に演技して考える役割演技など疑似体験的な表現活動を取り入れた学習も考えられる。

これらの方法を活用する場合は，単に体験的行為や活動そのものを目的として行うのではなく，授業の中に適切に取り入れ，体験的行為や活動を通じて学んだ内容から道徳的価値の意義などについて考えを深めるようにすることが重要である。

(3) 特別活動等の多様な実践活動等を生かす工夫

道徳科において実践活動や体験活動を生かす方法は多様に考えられ，各学校で児童の発達の段階等を考慮して年間指導計画に位置付け，実施できるようにすることが大切である。例えば，ある体験活動の中で考えたことや感じたことを道徳科の話合いに生かすことで，児童の関心を高め，道徳的実践を主体的に行う意欲と態度を育む方法などが考えられる。特に特別活動において，道徳的価値を意図

した実践活動や体験活動が計画的に行われている場合は、そこでの児童の体験を基に道徳科において考えを深めることが有効である。

学校が計画的に実施する体験活動は、児童が共有することができ、学級の全児童が共通の関心などをもとに問題意識を高めて学習に取り組むことが可能になるため、それぞれの指導相互の効果を高めることが期待できる。

6 情報モラルと現代的な課題に関する指導

（「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2）

(6) 児童の発達段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

(1) 情報モラルに関する指導

社会の情報化が進展する中、児童は、学年が上がるにつれて、次第に情報機器を日常的に用いる環境の中に入っており、学校や児童の実態に応じた対応が学校教育の中で求められる。これらは、学校の教育活動全体で取り組むべきものであるが、道徳科においても同様に、情報モラルに関する指導を充実する必要がある。

ア 情報モラルと道徳の内容

情報モラルは情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度と捉えることができる。内容としては、情報社会の倫理、法の理解と遵守、安全への知恵、情報セキュリティ、公共的なネットワークがあるが、道徳科においては、第2に示す内容との関連を踏まえて、特に、情報社会の倫理、法の理解と遵守といった内容を中心に扱うことが考えられる。

指導に際して具体的にどのような問題を扱うかについては各学校において検討していく必要があるが、例えば、親切や思いやり、礼儀に関わる指導の際に、インターネット上の書き込みのすれ違いなどについて触れたり、規則の尊重に関わる指導の際に、インターネット上のルールや著作権など法やきまりに触れたりすることが考えられる。また、情報機器を使用する際には、使い方によっては相手を傷つけるなど、人間関係に負の影響を及ぼすこともあることなどについても、指導上の配慮を行う必要がある。

イ 情報モラルへの配慮と道徳科

情報モラルに関する指導について、道徳科では、その特質を生かした指導の中での配慮が求められる。道徳科は道徳的価値に関わる学習を行う特質があることを踏まえた上で、指導に際しては、情報モラルに関わる題材を生かして話を深めたり、コンピュータによる疑似体験を授業の一部に取り入れたりするなど、創意ある多様な工夫が生み出されることが期待される。

具体的には、例えば、相手の顔が見えないメールと顔を合わせた会話との違いを理解し、メールなどが相手に与える影響について考えるなど、インターネット等に起因する心のすれ違いなどを題材とした親切や思いやり、礼儀に関わる指導が考えられる。また、インターネット上の法やきまりを守れずに引き起こされた出来事などを題材として規則の尊重に関わる授業を進めることも考えられる。その際、問題の根底にある他者への共感や思いやり、法やきまりのもつ意味などについて、児童が考えを深めることができるようにすることが重要になる。

なお、道徳科は、道徳的価値の理解を基に自己を見つめる時間であるとの特質を踏まえ、例えば、情報機器の使い方やインターネットの操作、危機回避の方法やその際の行動の具体的な練習を行うことにその主眼を置くのではないことに留意する必要がある。

(2) 現代的な課題の扱い

道徳科の内容で扱う道徳的諸価値は、現代社会の様々な課題に直接関わっている。

児童には、発達の段階に応じて現代的な課題を身近な問題と結びつけて、自分との関わりで考えられるようにすることが求められる。現代社会を生きる上での課題を扱う場合には、問題解決的な学習を行ったり話し合いを深めたりするなどの指導方法を工夫し、課題を自分との関係で捉え、その解決に向けて考え続けようとする意欲や態度を育てることが大切である。例えば、食育、健康教育、消費者教育、防災教育、福祉に関する教育、法教育、社会参画に関する教育、伝統文化教育、国際理解教育、キャリア教育など、学校の特色を生かして取り組んでいる現代的な教育課題については、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における学習と関連付け、それらの教育課題を主題とした教材を活用するなどして、様々な道徳的価値の視点で学習を深めたり、児童自身がこれらの学習を発展させたりして、人としてよりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどうのように生きていくべきかなどについて、考えを深めていくことができるような取り組みが求められる。

また、例えば、持続可能な発展を巡っては、環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があり、これらの問題は、生命や人権、自然環境保全、公正・公平、社会正義、国際親善など様々な道徳的価値に関わる葛藤がある。このように現代的な課題には、葛藤や対立のある事象なども多く、特に「規則の尊重」、「公正、公平、社会正義」、「国際理解、国際親善」、「生命の尊さ」、「自然愛護」などについては現代的な課題と関連の深い内容であると考えられ、発達の段階に応じてこれらの課題を取り上げることが求められる。

その際、これらの諸課題には多様な見方や考え方があり、一面的な理解では解決できないことに気付かせ、多様な価値観の人々と協働して問題を解決していこうとする意欲を育むよう留意することが求められる。そのためには、例えば、複数の内容項目を関連付けて扱う指導によって、児童の多様な考え方を引き出せるように工夫することなどが考えられる。

なお、これらの現代的な課題の学習では、多様な見方や考え方があることを理解させ、答えが定まっていない問題を多面的・多角的視点から考え続ける姿勢を育てることが大切である。安易に結論を出させたり、特定の見方や考え方に偏って指導を行ったりすることのないよう留意し、児童が自分と異なる考えや立場についても理解を深められるよう配慮しなければならない。

7 家庭や地域社会との連携による指導

〔第3章 特別の教科 道徳〕の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2）

(7) 道徳科の授業を公開したり，授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々，各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど，家庭や地域社会との共通理解を深め，相互の連携を図ること。

(1) 道徳科の授業を公開する

道徳科は全教育活動を通じて行う道徳教育の要であり，その授業を公開することは，学校における道徳教育への理解と協力を家庭や地域から得るためにも，極めて大切である。実施の方法としては，通常の授業参観の形で行う方法，保護者会等の機会に合わせて行う方法，授業を参観した後に講演会や協議会を開催する方法などが考えられる。

また，保護者が児童と同じように授業を受ける形で参加したり，児童と対話したり，児童のグループ別による話し合いに加わり意見交換をしたりするような形式の工夫は，共通理解を一層深めることが期待できる。このような道徳科の授業の公開を学校の年間計画に位置付け，保護者だけでなく，地域の人々にも呼びかけて，多くの参観を得られるような工夫をし，積極的に授業を公開することが望まれる。

(2) 道徳科の授業への積極的な参加や協力を得る工夫

道徳科は家庭や地域社会との連携を進める重要な機会となる。その実施や教材の開発，活用などに，保護者や地域の人々の参加や協力を得られるよう配慮していくことが考えられる。

家庭や地域社会の題材を資料として生かした学習，家庭や地域での話し合いや取材を生かした学習，地域の人や保護者の参加を得た学習など，家庭や地域社会との連携強化を図った指導を工夫することも考えられる。そのため，保護者や地域の人々が参観しやすいような工夫も望まれる。

ア 授業の実施への保護者の協力を得る

保護者は児童の養育に直接関わる立場であり，その協力を得た授業の工夫が考えられる。上記のように，授業に児童と同じ立場で参加してもらうことのほかに，授業前に，アンケートや児童への手紙等の協力を得たり，事後の指導に関して依頼したりするなどの方法も考えられる。特に，「家庭愛，家庭生活の充実」などの内容はもとより，様々な内容項目の授業で生かしたい方法である。

イ 授業の実施への地域の人々や団体等外部人材の協力を得る。

地域の人々や社会で活躍する人々に授業の実施への協力を得ることも効果的である。例えば特技や専門知識を生かした話題や児童へのメッセージを語る講師として協力を得る方法がある。青少年団体等の関係者、福祉関係者、自然活動関係者、スポーツ関係者、伝統文化の継承者、国際理解活動の関係者、企業関係者、NPO法人を運営する人などを授業の講師として招き、実体験に基づいて分かりやすく語ってもらう機会を設けることは効果的である。そのために、日頃から、そのような人々の情報を集めたりリストなどを作成しておくことが有効である。その際、児童が講師の話聞くだけでなく、質問したり考えを伝えたり話し合ったりするなどの、一定の時間を確保しておく配慮が大切である。また、見通しをもって実施するため、計画に位置付けておくことも重要である。

ウ 地域教材の開発や活用への協力を得る

地域の先人、地域に根付く伝統と文化、行事、民話や伝説、歴史、産業、自然や風土などを題材とした地域教材などを開発する場合に、地域でそれらに関することに従事する人や造詣が深い人などに協力を得ることが考えられる。教材の開発だけでなく、授業でそれを活用する場合にも、例えば、資料を提示するときに協力を得る、話を深めるために解説や実演をしてもらう、児童の質問に回答してもらうなどの工夫が考えられる。また、地域教材を活用する際に、地域人材の協力を得ることは、授業の効果を一層高める効果が期待できる。

道徳科の指導は、学校における教育課程の実施の一環であり、学校が責任をもって行うことが大前提ではあるが、保護者や地域の人々が児童の豊かな心を育むことに寄与したいという思いを抱くことで、道徳科以外の道徳教育への協力も促されると同時に、家庭や地域社会において児童の豊かな心を積極的に育もうとする意欲を高めることにもつながることが考えられる。

第4節 道徳科の教材に求められる内容の観点

1 教材の開発と活用の創意工夫

（「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3）

(1) 児童の発達段階や特性，地域の実情等を考慮し，多様な教材の活用に努めること。特に，生命の尊厳，自然，伝統と文化，先人の伝記，スポーツ，情報化への対応等の現代的な課題などを題材とし，児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり，感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用を行うこと。

(1) 道徳科に生かす多様な教材の開発

教材の開発に当たっては，日常から多様なメディアや書籍，身近な出来事等に強い関心をもつとともに，柔軟な発想をもち，教材を広く求める姿勢が大切である。

具体的には，生命の尊厳，自然，伝統と文化，先人の伝記，スポーツ，情報化への対応等の現代的な課題などを題材として，児童が問題意識をもって多面的・多角的に考えたり，感動を覚えたりするような充実した教材の開発や活用が求められる。

生命の尊厳は，生命ある全てのものをかけがえのないものとして尊重し，大切にすることであり，児童が発達の段階に応じて生命の尊厳について考えられるような教材が求められる。

自然を題材とした教材には，自然の美しさや偉大さ，不思議さなど，感性に訴えるものであることが期待され，伝統と文化を題材とした教材には，その有形無形の美しさに国や郷土への誇り，愛情を感じさせるものであることが期待される。

また，先人の伝記には，多様な生き方が織り込まれ，生きる勇気や知恵などを感じることができるとともに，人間としての弱さを吐露する姿などにも接し，生きることの魅力や意味の深さについて考えを深めることが期待できる。スポーツを題材とした教材は，例えば，オリンピックやパラリンピックなど，世界を舞台に活躍している競技者やそれを支える人々の公正な態度や礼儀，連帯精神，チャレンジ精神や力強い生き方，苦悩などに触れて道徳的価値の理解やそれに基づいた自己を見つめる学習を深めることが期待できる。

情報化への対応等の現代的な課題などを題材とした教材は，我が国が抱える課題として，発達の段階に応じて取り上げることが考えられる。その場合には，単に情報機器の操作や活用など，その注意点を扱うのではなく，活用するのは人間であるからこそ，例えば「節度，節制」や「規則の尊重」など関わりのある道徳的価値について考えを深めることが大切である。

(2) 多様な教材を活用した創意工夫ある指導

道徳科においても、主たる教材として教科用図書を使用しなければならないことは言うまでもないが、道徳教育の特性に鑑みれば、各地域に根ざした地域教材など、多様な教材を併せて活用することが重要となる。様々な題材について郷土の特色が生かせる教材は、児童にとって特に身近なものに感じられ、教材に親しみながら、ねらいとする道徳的価値について考えを深めることができるので、地域教材の開発や活用にも努めることが望ましい。

これらのほかにも、例えば、古典、随想、民話、詩歌などの読み物、映像ソフト、映像メディアなどの情報通信ネットワークを利用した教材、実話、写真、劇、漫画、紙芝居などの多彩な形式の教材など、多様なものが考えられる。

このような教材が多様に開発されることを通して、その生かし方もより創意あるものになり、児童自身のその積極的な活用が促される。例えば、地域の人を招いて協力しながら学習を進める、実物を提示する、情報機器を生かして学習する、疑似体験活動を取り込んで学習する、授業の展開に中心的に位置付ける教材だけでなく、補助的な教材を組み合わせ、それらの多様な性格を生かし合うなど、様々な創意工夫が生み出される。そのためにも、開発された教材については、その内容や形式等の特徴を押さえて授業で活用したときに、児童がその内容をどのように受け止めるかを予想するなどして、提示の工夫、発問の仕方の工夫等を併せて検討しておくことが大切である。

2 道徳科に生かす教材

(「第3章 特別の教科 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3)

(2) 教材については，教育基本法や学校教育法その他の法令に従い，次の観点に照らし適切と判断されるものであること。

ア 児童の発達段階に即し，ねらいを達成するのにふさわしいものであること。

イ 人間尊重の精神にかなうものであって，悩みや葛藤等の心の揺れ，人間関係の理解等の課題も含め，児童が深く考えることができ，人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。

ウ 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には，特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

道徳科では，児童が様々な場面において道徳的価値を実現できるようにするための道徳性を養うことができるような指導を行うことが重要である。道徳科の授業は，言うまでもなく学習指導要領に基づいて行われるものであることから，授業で活用する教材は，教育基本法や学校教育法その他の法令はもとより，学習指導要領に準拠したものが求められる。

道徳科に生かす教材は，児童が道徳的価値の理解を基に自己を見つめ，物事を多面的・多角的に考え，自己の生き方についての考えを深める学習に資するものでなければならない。また，児童が人間としての在り方や生き方などについて多様に感じ，考えを深め，互いに学び合う共通の素材として重要な役割をもっている。

したがって，道徳科に用いられる教材の具備する要件として，次の点を満たすことが大切である。

(1) 児童の発達段階に即し，ねらいを達成するのにふさわしいものであること

児童が教材の内容を把握して道徳的価値の理解を図ったり，自己を見つめたりすることができるように，児童の発達段階に即した内容，表現であることが求められる。また，児童が学習に一層興味・関心を深め，意欲的に学習に取り組みたくなる内容や表現であることがふさわしい。

その上で，道徳科においては一定の道徳的価値を含んだねらいを達成するための授業を展開することから，教材には適切な道徳的価値に関わる事象や人物が取り上げられていることが必要である。なお，その際，学習指導要領に準じ，年間を通じて計画的，発展的に道徳的諸価値や児童の振り返りを指導できるように，教材が全体として調和的に開発・整備されることが必要である。

(2) 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること

ア 人間尊重の精神にかなうもの

人間尊重の精神は、道徳教育を推進する上での留意事項として一貫して述べられていることであり、生命の尊重、人格の尊重、基本的人権、思いやりの心などの根底を貫く国境や文化なども超えた普遍的な精神である。民主的な社会においては、人格の尊重は、自己の人格のみではなく、他の人々の人格をも尊重することであり、また、権利の尊重は、自他の権利の主張を認めるとともに、権利の尊重を自己に課すという意味で、互いに義務と責任を果たすことを求めるものである。しかもこれらは、相互に人間を尊重し信頼し合う思いやりの心などによって支えられていなければならない。

道徳科の教材では、児童の内面に形成されていく自己及び他者の人格に対する認識を普遍的な精神へと高めると同時に、それを具体的な人間関係の中で生かし、それによって人格の内面的な充実を図るという趣旨に基づいて、国際的な視野も含めて広く「人間尊重の精神」という言葉を理解した上で、題材の選択等を行う必要がある。

イ 悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができるもの

道徳科の授業における指導の目指すものは、個々の道徳的行為や日常生活の問題処理に終わるものではなく、児童自らが時と場に応じて望ましい道徳的実践が行えるような内面的資質を高めることにある。つまり、道徳科の学習では、道徳的価値についての単なる知的理解に終始したり、行為の仕方を一方的に指導したりする時間ではなく、ねらいとする道徳的価値について児童自身がどのように捉え、どのような葛藤があるのか、また道徳的価値を実現することにどのような意味を見いだすことができるのかなど、道徳的価値を自己との関わりにおいて捉える必要がある。

したがって、道徳科の教材の作成に当たっては、例えば、体験活動や日常生活を振り返り道徳的価値の意義や大切さを考えることができる教材、今日的な課題について深く考えることができる教材、学級や学校生活における具体的事柄や葛藤などの課題について深く考えることができる教材など、児童が道徳的価値について深く考え、道徳的価値を自覚できるよう題材の選択、構成の工夫

等に努めなければならない。

ウ 人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるもの

道徳科の学習は、「人生いかに生きるべきか」という生き方の問いを考えると言い換えることができ、道徳科の指導においては、児童のよりよく生きようとする願いに応えるために、児童と教師が共に考え、共に探究していくことが前提となる。

したがって、道徳科の教材の作成に当たっては、例えば、先人の多様な生き方が織り込まれ、生きる勇気や知恵などを感じる教材、人間としての弱さを吐露する姿等にも接し、生きることの魅力や意味の深さについて考えを深めることができる教材、児童の感性に訴え、感動を呼ぶ教材など、人間としての生き方に迫ることができるよう題材の選択、構成の工夫等に努めなければならない。

(3) 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

道徳科では、様々な課題に対応していくために、人としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観の存在を前提にして、他者と対話し協働しながら、物事を多面的・多角的に考えることを求めている。したがって、時に対立がある場合も含めて多様な見方や考え方のある事象や、多様な生き方が織り込まれ、生きる勇気や知恵などを感じられる人物などを取り扱うことは非常に有効であると考えられる。一方で、公教育として道徳科の指導を行う上でもっとも大切なことは、活用する教材が特定の価値観に偏しないことであり、多様な見方や考え方のある事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないか検討する必要がある。

なお、教科用図書以外の教材を使用するに当たっては、「学校における補助教材の適正な取扱いについて」(平成27年3月4日 初等中等教育局長通知)など、関係する法規等の趣旨を十分に理解した上で、適切に使用することが重要である。

第5章 道徳科の評価

第1節 道徳科における評価の意義

〔第3章 特別の教科 道徳〕の〔第3 指導計画の作成と内容の取扱い〕の4）
児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

1 道徳教育における評価の意義

道徳教育における評価は、常に指導に生かされ、結果的に児童の成長につながるものでなくてはならない。「第1章 総則」の「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の2の(11)では、「児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること」と示しており、他者との比較ではなく児童一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたる児童の成長という視点を大切にすることが重要であるとしている。道徳教育でもこの考え方は踏襲されるべきである。

このことから、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育における評価については、教師が児童の人間的な成長を見守り、児童自身が自己のよりよい生き方を求めていく努力を評価し、それを勇気付ける働きをもつようにすることが求められる。それは、客観的な理解の対象とされるものではなく、教師と児童の温かな人格的な触れ合いに基づいて、共感的に理解されるべきものである。

2 道徳科における評価の意義

「第3章 特別の教科 道徳」の第3の4において、「児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする」と示している。これは、道徳科の評価を行わないとしているのではない。道徳科において養うべき道徳性は、人格の全体に関わるものであり、数値などによって不用意に評価してはならないことを特に明記したものである。したがって、教師は道徳科においてもこうした点を踏まえ、それぞれの指導のねらいとの関わりにおいて児童の学習状況や成長の様子を様々な方法で捉えて、それを児童に確かめさせたり、それによって自らの指導を評価したりするとともに、指導方法などの改善に努めることが大切である。

第2節 道徳性の理解と評価

1 評価の基本的態度

道徳科は、道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によって道徳性を養うことがねらいである。

道徳性とは、人間としてよりよく生きようとする傾向性であり道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲及び態度の内面的資質である。このような道徳性が養われたか否かは、容易に判断できるものではない。

しかし、道徳性を養うことを学習活動として行う道徳科の指導では、その学習状況を適切に把握し評価することが求められる。児童の学習状況は指導によって変わる。道徳科における児童の学習状況の把握と評価は、教師が確かな指導観をもち、1単位時間の授業で期待する児童の学習を明確にした指導の計画なくしては行えないことを理解する必要がある。道徳性を養う道徳教育の要である道徳科の授業を改善していくことの重要性はここにある。

道徳科で養う道徳性は、児童が将来いかに人間としてよりよく生きるか、いかに諸問題に適切に対応するかといった個人の問題に関わるものである。このことから、小学校の段階でどれだけ道徳的価値を理解したかなどの基準を設定することがふさわしいとは言えない。

道徳性の評価の基盤には、教師と児童との人格的な触れ合いによる共感的な理解が存在することが重要である。その上で、児童の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、児童が自らの成長を実感し、更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すことが求められる。なお、道徳性は、極めて多様な児童の人格全体に関わるものであることから、個人内の成長の過程を重視すべきである。

2 道徳科に関する評価

道徳科の評価の具体的な在り方については、平成27年度に文部科学省において、

- ・ 数値による評価ではなく、記述式であること。
- ・ 他の児童との比較による相対評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め、励ます個人内評価として行うこと。
- ・ 他の児童生徒と比較して優劣を決めるような評価はなじまないことに留意する必要があること。
- ・ 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価を行うこと。

- ・ 発達障害等の児童についての配慮すべき観点等を学校や教員間で共有すること。
- ・ 現在の指導要録の書式における「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「総合所見及び指導上参考となる諸事項」などの既存の欄も含めて、その在り方を総合的に見直すこと。
を前提に専門的に検討を行い、教師用指導資料の作成や指導要録の改正を行うこととしている。
各学校においては、これらに基づき適切に評価を行うことが求められる。

3 道徳科の授業に対する評価

学習指導要領「第1章 総則」には、教育課程実施上の配慮事項として、「児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。」として指導の評価と改善についての記述がある。

道徳科においても、教師が自らの指導を振り返り、指導の改善に生かしていくことが大切であり、児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を視点として学習の過程を一層重視する必要がある。

(1) 道徳科の学習指導過程に関する評価の基本的な考え方

児童の学習状況の把握を基に評価を行う上で、学習指導過程に関する指導を振り返ることは重要である。学習指導過程で、ねらいとする道徳的価値についての理解を深めているかどうか、自己を見つめ自己の生き方についての考えを深めているかどうか、道徳的価値の自覚を視点として児童の学習状況を確認するなど教師自らの指導を評価し、その評価を授業の中で更なる指導に生かすことが、道徳性を養う指導につながる。

児童の学習状況の把握と評価は、このように学習指導過程における指導と評価を一体的に捉えるようにすることが重要である。学習指導過程を評価するためには具体的な観点が必要である。確かな指導観を基に、明確な意図をもって指導や指導方法の計画を立て、学習指導過程で期待する児童の学習を具体的な姿で表したものが観点となる。こうした観点をもつことで、指導と評価の一体化が実現することになる。このように学習指導過程に関する評価の資料となるものは、児童の学習状況である。したがって、児童の学習状況を的確に把握することが重要であり、このことは授業改善とともに年間指導計画の改善、充実にもつながるものである。

道徳科の学習指導過程に関する評価の観点はそれぞれの授業によって、より具

体的なものとなるが、その観点としては、次のようなものが考えられる。

ア 道徳科の特質を生かし、道徳的価値の理解を基に自己を見つめられるよう適切に構成されていたか。また、指導の手立ては適切であったか。

イ 発問は、指導の意図に基づいて的確になされていたか。また、発問に対して児童が多面的・多角的に考えていたか。児童の発言などを適切に指導に生かしていたか。

ウ 児童の発言を傾聴して受け止めるとともに、発言の背景を推察したり、学級全体に波及させたりしていたか。

エ 特に配慮を要する児童に適切に対応していたか。

(2) 指導の諸方法を評価する観点

指導方法は、道徳科の特質を踏まえ、その一つ一つについて指導観に基づいた意図を明確にすることが重要である。指導方法の評価の観点は、より具体的なものとなるが、観点の柱としては、次のようなものが考えられる。

ア ねらいを達成するために適切な方法であったか。

イ 児童の多面的・多角的な思考を促す上で適切な方法であったか。

ウ 自分との関わりで考えさせるための、教材や教具の活用は適切であったか。

エ ねらいとする道徳的価値についての理解を深めるための方法は、児童の実態や発達の段階にふさわしいものであったか。

オ 児童一人一人が、自分との関わりで考え、自己の生き方についての考えを深められるものだったか。自発的に問題を考え、積極的に学習を行うような配慮がなされていたか。

このほか、児童は学習活動に集中していたか、新たに学んだことや気付いたこと、これからしようと思うことなどが生まれてきたかなどを把握することも重要である。

(3) 学習指導過程に関する評価の工夫

ア 他の教師による評価

道徳科の授業を公開して参観した教師から指摘を受けたり、ティーム・ティーチングの協力者などから評価を得たりする機会を得ることも重要である。その際、あらかじめ重点とする評価項目を設けておくと、具体的なフィードバックが得られやすい。

イ 授業者自らによる評価

授業者自らが記憶や授業中のメモ、板書の写真、録音、録画などによって学習指導過程を振り返ることも大切である。録音や録画で授業を振り返ることは、

今まで気付かなかった傾向や状況に応じた適切な対応の仕方などに気付くことにもなる。児童一人一人の学習状況を確認する手立てを用意しておき、それに基づく評価を行うことも考えられる。

(4) 評価の工夫と留意点

道徳科の指導は、道徳性の性格上、1単位時間の指導だけでその成長を見取ることが困難である。そのため、指導による児童の学習状況を把握して評価することを通して、改めて学習指導過程や指導方法について検討し、今後の指導に生かすことができるようにしなければならない。

児童の道徳性を養い得る質の高い授業を創造するためには、授業改善に資する学習指導過程や指導方法の改善に役立つ多面的な評価を心掛ける必要がある。また、道徳科の授業で児童が伸びやかに自分の考え方や感じ方を述べたり、他の児童の考え方や感じ方を聞いたり、様々な表現ができたりするのは、日々の学級経営と密接に関わっている。

道徳科における児童の道徳性に係る成長の様子に関する評価においては、慎重かつ計画的に取り組む必要がある。道徳科は、児童の人格そのものに働き掛けるものであるため、その評価は安易なものであってはならない。しかし、児童のよい点や成長の様子などを積極的に捉え、それらを日常の指導や個別指導に生かしていくよう努めなくてはならない。

小学校学習指導要領解説特別の教科道徳編作成協力者（五十音順）

（職名は平成27年6月末現在）

浅見 哲也 埼玉県深谷市立豊里小学校教頭

齋藤 賢二 文部科学省初等中等教育局教科書調査官

齋藤 眞弓 茨城県石岡市立府中小学校教諭

坂本 哲彦 山口県宇部市立西宇部小学校長

島 恒生 畿央大学大学院教授

鈴木 邦夫 東京都千代田区立九段小学校長

永田 繁雄 東京学芸大学大学院教授

橋本 ひろみ 東京都世田谷区立池之上小学校指導教諭

宮田 真由美 静岡県浜松市立花川小学校教頭

毛内 嘉威 秋田公立美術大学教授

なお、文部科学省においては、次の者が本書の編集に当たった。

合田 哲雄 初等中等教育局教育課程課長

美濃 亮 初等中等教育局教育課程課学校教育官（併）道徳教育調査官

赤堀 博行 初等中等教育局教育課程課教科調査官